

【 調査レポート 】

(要 旨)

- 出入国在留管理庁の在留外国人統計によると、2023 年 12 月末の沖縄県の在留外国人は2万 5,447 人で、前年末比 3,655 人(16.8%増)増加した。
- 国籍・地域別ではネパールが 4,428 人で最も多く、過去最多となった。次いで中国(2,837 人)、米国(2,758 人)、ベトナム(2,614 人)、フィリピン(2,587 人)、などの順となった。
- 在留資格別では永住者が 6,004 人で最も多く、前年末比でも増加した。次いで留学(3,624 人)、技術・人文知識・国際業務(2,818 人)、技能実習(2,811 人)、日本人の配偶者等(2,169 人)、の順となり、留学の増加数が最も大きかった。
- 2019 年4月に新たに創設された「特定技能」は、24 年6月末には 2,446 人となり、業種別では「飲食料品製造業」(495 人)が最も多く、次に「介護」(491 人)となり、これまで最多だった「農業」(457 人)を超えた。
- 在留外国人はコロナ禍を経て、増加が継続している。当研究所で沖縄県の「推計人口」から 24 年 12 月末の在留外国人を試算した結果、2万 8,519 人と推計され、前年末比で 3,072 人程度増加していると見込まれる。
- 総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で本県における在留外国人の人口移動をみると、入国制限が撤廃され、沖縄県経済も回復基調となった 22 年からは「国外からの本県への転入」が増加したことにより、「本県への転入超」が続いているが、県内の語学学校等を経て、県外へ進学・就職する外国人も多く課題である。
- 県内では様々な業界で人手不足が課題となっているが、アルバイトも含め外国人労働者が地域経済社会を下支えしている現状があり、生活や雇用環境の整備が急務である。
- 2024 年に改正出入国管理法が公布され、技能実習制度にかわり新しい制度である育成労制度が創設された。外国人労働者の人権を守ることを主眼に改正が実施され、27 年までに施行される。
- 多文化共生社会を構築するためには、外国人を丁寧に受け入れ支援することが重要である。先進事例として、行政が積極的に支援活動を行っている群馬県と愛知県の取り組みを紹介した。長期に亘る支援により多文化共生が着実に進んでいるが、新たな課題も生まれており継続的な支援が必要である。
- 沖縄県でも多文化共生の重要性への認識が高まっており、2024 年度の万国津梁会議においては「多文化共生社会の構築」がテーマとなり、提言が行われた。同提言をもとに早急な行動が必要である。
- 県内の多文化共生・共創社会の早期実現へ向け、(1)沖縄県に外国人支援の専担・統括部署の新設、(2)適正な人材と予算の投入、(3)先進地域(愛知県や群馬県など)に学ぶ、(4)国家戦略特区の活用による規制緩和を提案し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、沖縄県も積極的な一歩を踏み出すことに期待する。

「沖縄県内の在留外国人の動向と行政の多文化共生への取り組み」

(目 次)

1. はじめに	1
2. 県内外外国人の動向（2023年12月末）	
2-1 国籍・地域別	1
2-2 在留資格別	3
2-3 年齢・男女別	6
2-4 2024年の在留外国人の動向（24年12月末の推計）	8
2-5 国内外の移動状況	9
2-6 外国人の雇用状況（2024年10月末）	10
3. 在留外国人を取り巻く環境の変化 —改正のポイント—	13
4. 行政の多文化共生と外国人支援の取り組み状況	
4-1 群馬県の状況	15
4-2 愛知県の状況	26
4-3 先進地の支援状況総括	34
4-4 沖縄県の状況	36
5. 沖縄県の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこと	43
6. おわりに	45
(参考資料)	46

1. (はじめに

出入国在留管理庁の「在留外国人統計」(2023年7月7日公表)によると、23年12月末現在の国内の在留外国人は341万992人となり、22年末(307万5,213人)に比べ33万5,779人(10.9%増)増加し、2年連続の増加となった。また沖縄県の在留外国人は2万5,447人で前年末比3,655人(16.8%増)の増加となり、2年連続で過去最高を更新した。

本レポートでは、はじめに、同庁が公表した国籍・地域別、在留資格別、年齢・男女別のデータに基づき、23年末の県内の在留外国人についての動向を取りまとめる。また、本県の「推計人口」より24年12月末の在留外国人の人数を推計した後、本県における在留外国人の国内外の移動状況を確認する。そして沖縄労働局の公表データにより、沖縄経済社会を支える人材として活躍している在留外国人の就労状況の動向を確認する。次に、24年に外国人労働者の技能実習制度にかわり、新たに創設された育成就労制度についてポイントを整理する。最後に、増加が続く外国人の受入れ態勢について行政の対応にフォーカスし、先進例を参照しながら沖縄県における課題の解決と展望について考察する。

2. 県内外外国人の動向（2023年12月末時点）

2-1 国籍・地域別の在留外国人

2023年12月末の本県の在留外国人は前述のとおり2万5,447人で、前年末比16.8%の増加となった(図表1、2)。国籍・地域別でみるとネパールが4,428人で最も多く、在留外国人に占める割合は17.4%となった。前年と比較すると1,093人増加(32.8%増)となり、過去最多となった。次いで中国が2,837人(同164人増、6.1%増)、米国(米軍関係を除く)が2,758人(同86人増、3.2%増)、ベトナムが2,614人(同380人増、17.0%増)、フィリピンが2,587人(同244人増、10.4%増)、インドネシアが2,362人(同822人増、53.2%増)となった。

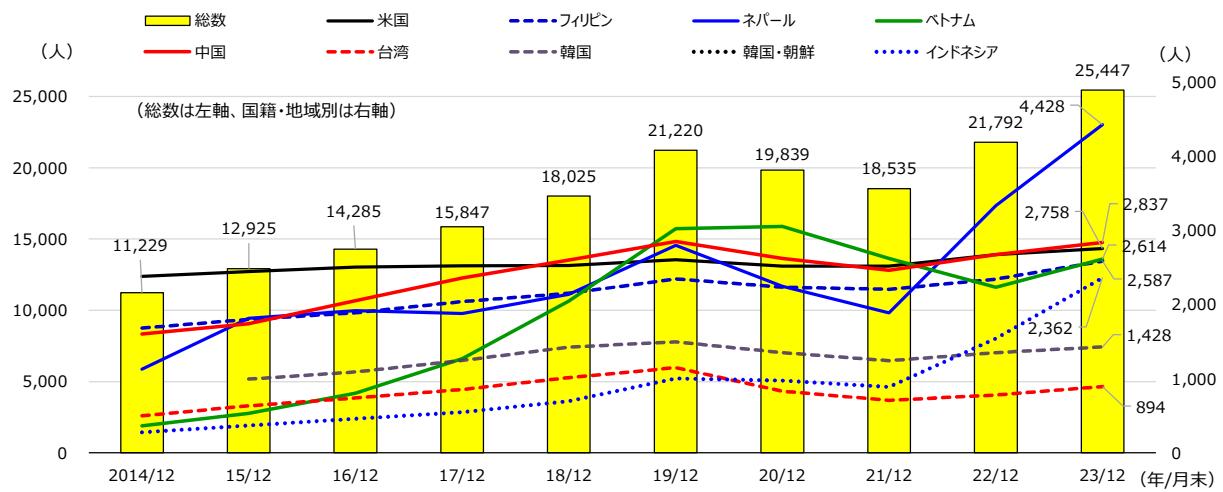
留学生を中心に増加を続けていたネパールは、20年以降はコロナ禍で大きく減少したが、22年3月に留学生や技能実習生などの長期滞在者の入国規制が解除され、語学学校への留学の動きが再開したことから大きく増加に転じ、23年はその勢いが加速し2年連続で最多となった。

中国は「永住者」が39.6%を占めるが、インバウンド客の増加に伴い、観光地等や行政機関等での語学ニーズの高まりから、通訳や語学教師など「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者の増加もみられる。また米国は当県の歴史的背景から米軍及び軍属を対象としたビジネスサービスが多いこともあり、「永住者」39.9%、「日本人の配偶者」が36.7%を占め、安定して推移している。

ベトナムは、技能実習生を中心とし、増加を続け19年からは3年連続で最多となっていたものの、コロナ禍以降減少を続けていたが、23年は増加に転じた。

その他、インドネシアは前年比53.2%と急伸した。現地で特定技能試験を実施していることや、日本への就労支援環境などの整備が進んでいることを受け、主に「特定技能」及び「技能実習」の在留資格の伸びが継続している。

図表1 在留外国人の総数および国籍・地域別人数（沖縄県）



図表2 在留外国人の総数および国籍・地域別人数（沖縄県：上位10位）

	人 数						増減率	
	2021年12月末		2022年12月末		2023年12月末			
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	前年比		
総数	18,535	100.0	21,792	100.0	25,447	100.0	16.8	
1 ネパール	1,885	10.2	3,335	15.3	4,428	17.4	32.8	
2 中国	2,461	13.3	2,673	12.3	2,837	11.1	6.1	
3 米国	2,518	13.6	2,672	12.3	2,758	10.8	3.2	
4 ベトナム	2,622	14.1	2,234	10.3	2,614	10.3	17.0	
5 フィリピン	2,206	11.9	2,343	10.8	2,587	10.2	10.4	
6 インドネシア	890	4.8	1,542	7.1	2,362	9.3	53.2	
7 韓国	1,243	6.7	1,351	6.2	1,428	5.6	5.7	
8 ブラジル	642	3.5	767	3.5	910	3.6	18.6	
9 台湾	709	3.8	781	3.6	894	3.5	14.5	
10 ミャンマー	262	1.4	262	1.2	563	2.2	114.9	

(備考) 米国には米軍関係を含まない。▲はマイナス。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

2-2 在留資格別の在留外国人

(1) 在留資格の分類

在留資格は外国人が日本に入国し在留することを認める資格であり、出入国管理法によりその外国人が行う活動内容や日本において有する身分・地位に応じて資格が付与されている。また在留資格ごとに、在留期間や活動内容が決められ、就労の条件を基準として、大きく以下の4つに分類することができる。

- ① 「永住者」や「日本人の配偶者等」：日本人と同様に職種や業種を問わず働くことができ、活動に制限のない資格
- ② 「技術・人文知識・国際業務（技術者や通訳、語学教師など）」や「特定技能」、「技能実習」、「教授」、「興行」：一定の範囲内の職種や業種で就労が認められる資格
- ③ 「留学」や「家族滞在（就労資格等で在留する外国人の配偶者、子）」、「短期滞在」：就労が認められない資格
(ただし留学生等は資格外活動許可を受ければ、一定の範囲内で就労が認められる)
- ④ 「特定活動（外交官等の家事使用人、ワーキングホリデーなど）」：現在の在留資格に分類できない活動に従事する外国人のための資格

このほか第二次大戦前から居住している在日韓国・朝鮮人、台湾人等の「特別永住者」としての在留資格がある。

(2) 在留外国人の在留資格別人数

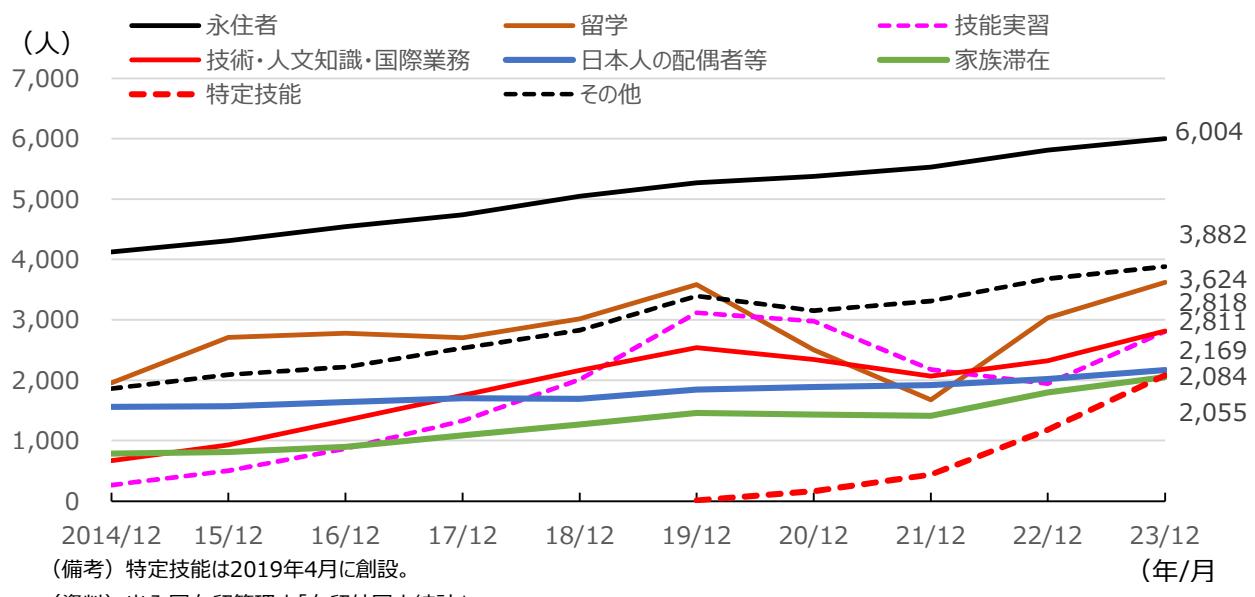
ここから、2023年12月末の本県の在留外国人を在留資格別でみる（図表3）。永住許可を受けた「永住者」が6,004人で最も多く、前年末比で197人増となった。「永住者」は通常、10年以上日本に住み、素行や資産、生計能力等の一定の条件を満たせば申請によって在留資格を得ることができるため、これまで様々な目的で来日した外国人が、他の在留資格から「永住者」に切り替える流れが続いていると考えられる。

次いで「留学」は3,624人で同594人増となり過去最多となった。また、在留資格別では最も増加数が大きい。「留学」は19年末までは順調に増加していたが、コロナ禍で大きく減少した。その後は再度増加傾向が続いている。留学はネパールが多く、留学の推移は前述した国籍別のネパールの推移と概ね同じ動きとなっている。

専門性の高い在留資格である「技術・人文知識・国際業務」は2,818人となり同498人の増加となった。コロナ禍において通訳などを中心に減少していたが、インバウンド需要の再開を見込んでの増加や、留学後、専門学校や大学を卒業し就労ビザを得て、そのまま就労を開始したと考えられる。

次いで「技能実習」は2,811人で同864人増となり、3年ぶりに増加に転じた。「日本人の配偶者」は2,169人で同147人増加した。以下「特定技能」（2,084人、同900人増）、「家族滞在」（2,055人、同258人増）の順となっている。

図表3 在留外国人の在留資格別人員数（沖縄県）



（3）特定技能の在留外国人

政府は2019年4月から、国内人材を確保することが難しい状況にある産業分野において、一定の専門性や技能をもつ外国人労働者の受け入れを行う目的で、新たな在留資格である「特定技能」を創設した。対象となる分野は、従来の農業や建設、介護、宿泊、外食業など12分野に加え、2024年3月には昨今の人手不足の状況を背景に、バスやタクシー、トラック運転手の自動車運送業のほか、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加され16分野となった。また既存の分野でも改定が行われ、例えば飲食料品製造業におけるスーパーマーケットの惣菜製造なども認められることとなった。¹

これまでの「技能実習」は、国際貢献のための制度として設定され、日本で学んだ技術や能力を母国に帰って伝えることを目的にしていた。一方で「特定技能」の場合は、上述のとおり外国人労働力により、人手不足を解消することが目的となっている点で大きく異なっている。

「特定技能」には2段階あり、在留期間、技能水準等が異なる（図表4）。まず特定技能1号においては、通算で最長5年間働くことができるほか、日本人と同等額以上の報酬があり、転職も同じ業種内であれば保障されることに加え、外部団体による外国人労働者の生活・定着支援を受けられるなどの特徴がある。特定技能2号においては、一定の技術水準を満たすことで、在留期間を更新する限り上限なく在留でき、家族の帯同も認められることになる。

また、後述するが「技能実習」については、新しい制度である「育成就労」制度への移行が決定しており、その就労期間を通じて「特定技能1号」の水準の技術を習得するための育成を行うこととしている。

¹ 出入国在留管理庁『特定技能の受入れ見込み数の再設定および対象分野等の追加について』

図表4 特定技能資格の特徴

内容	特定技能1号	特定技能2号
在留資格の内容	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）	3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を終了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を終了した外国人は試験免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ期間または登録支援機関による支援の対象	受入れ期間又は登録支援機関による支援の対象外

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取り組み」

「特定技能」の在留外国人の資格を取得するためには、3年間の技能実習を終了するか、日本語検定と業種ごとの技能評価試験に合格することが条件とされている。技能実習終了後に在留資格を特定技能に切り替えるケースの増加や、試験制度の整備や関連各所で特定技能制度の理解が進んだことで活用が広がった結果、24年6月末の実績は全国で25万1,747人となり、前年同月末（17万3,089人）から大きく増加している。またそのうち62.9%が技能実習生からの受け入れであり、該当試験を受験した外国人は37.0%、その他のルートが0.1%となり、試験ルートの増加がみられる。

本県における「特定技能」の外国人についても同様に、24年6月末で2,446人（特定1号2,445人、2号1人）となり、前年同月1,563人から大きく伸長している（図表5）。また全国の「特定技能」に占める割合は1.0%となっている。

「特定技能」の外国人を業種でみると、最も多い業種が「飲食料品製造業」の495人で全体の20.2%を占める。次いで「介護」が491人（同20.1%）、「外食」が481人（同19.7人）、「農業」は457人（同18.7%）となり、この4つの業種で全体の約8割を占めている。その他「建設」の276人（同11.3%）、「ビルクリーニング」が134人（同5.5%）などとなっている。

国籍別でみるとインドネシアが990人と最も多く、次いでベトナム（521人）、ネパール（370人）、ミャンマー（242人）、フィリピン（144人）、スリランカ（68人）、カンボジア（53人）などとなっており、この7か国で全体の97.6%を占める。

また、「特定技能1号」へのルートとしては全体2,445人のうち、試験ルートが1,605人、技能実習ルートが840人で、65.6%が特定技能試験合格者となっている。前年は49.7%が技能実習生からの受け入れとなっていたが、特定技能試験ルートが大きく数を増やしており、各国で同試験制度が浸透してきた結果といえよう。

图表5 特定技能1号の在留外国人数（沖縄県）

(単位：人、%)

	【 2024年6月末 】										
	人数	構成比	上位国・地域					試験・技能実習ルート別			
			1位		2位		3位	試験	技能実習	その他	
全分野	2,445	100.0	インドネシア	990	ベトナム	521	ネパール	370	1,605	840	0
1. 介護	491	20.1	インドネシア	181	ネパール	147	ミャンマー	57	481	10	0
2. ビルクリーニング	134	5.5	ベトナム	60	カンボジア	22	インドネシア	22	50	84	0
3. 素形材産業	6	0.2	ベトナム	4	インドネシア	1	バングラディッシュ	1	0	6	0
4. 産業機械製造業											
5. 電気・電子情報関連産業											
6. 建設											
7. 造船・船用工業											
8. 自動車整備											
9. 航空	14	19.7	フィリピン	4	インドネシア	6	ネパール	4	ベトナム	3	275
10. 宿泊											
11. 農業											
12. 漁業											
13. 飲食料品製造業											
14. 外食											
	【 2023年6月末 】										
	人数	構成比	上位国・地域					試験・技能実習ルート別			
			1位	2位	3位	試験	技能実習	その他			
全分野	1,563	100.0	インドネシア	652	ベトナム	458	ネパール	197	785	777	1
1. 介護	244	10.0	インドネシア	96	ネパール	79	ベトナム	42	232	11	1
2. ビルクリーニング	138	5.6	ベトナム	50	カンボジア	30	ネパール	25	57	81	0
3. 素形材産業	5	0.2	ベトナム	4	インドネシア	1	-	-	0	5	0
4. 産業機械製造業											
5. 電気・電子情報関連産業											
6. 建設											
7. 造船・船用工業											
8. 自動車整備											
9. 航空	14	0.6	フィリピン	14	ベトナム	9	※ 1	-	2	20	0
10. 宿泊											
11. 農業											
12. 漁業											
13. 飲食料品製造業											
14. 外食											

(備考) ※ 1はネパール、台湾、タイが各1人、※ 2はネパール、台湾、インドネシアが各1人、※ 3は韓国、タイ、ネパール、バングラディッシュ、モンゴル、キルギス、ロシアが各1人

(資料) 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」

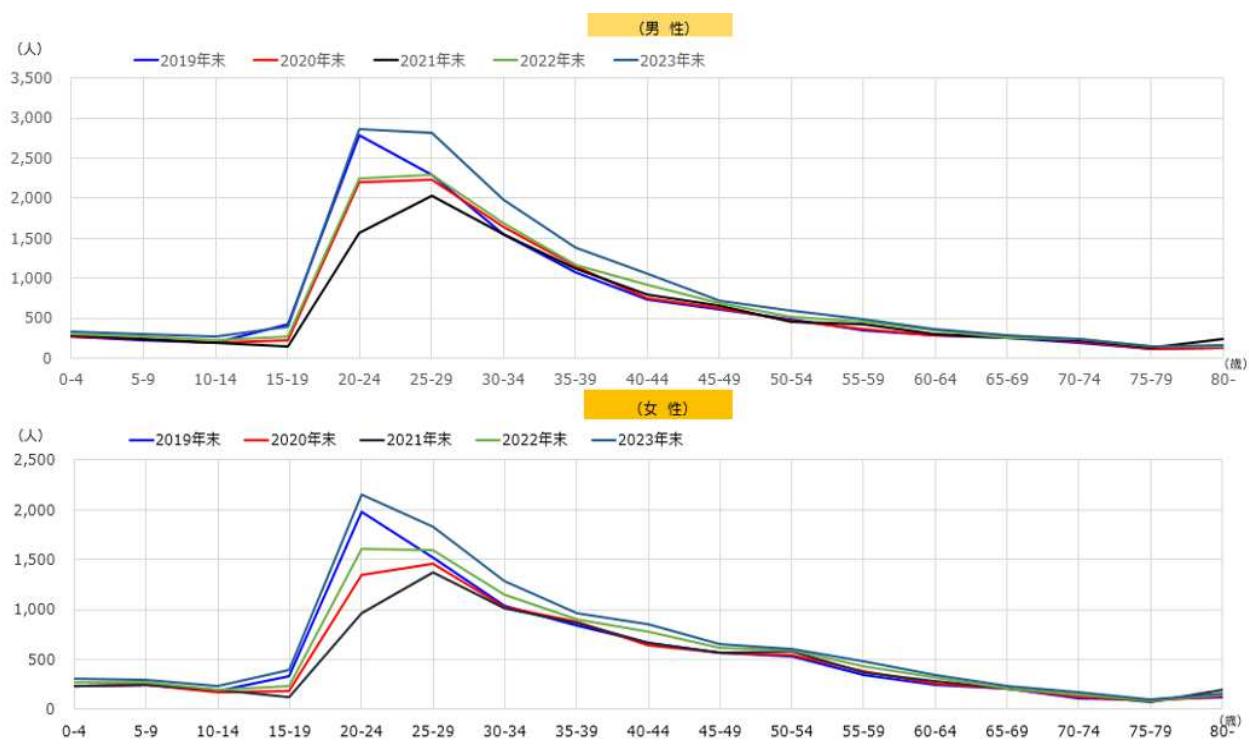
2-3 年齢・男女別の在留外国人

続いて、本県の在留外国人について年齢・男女別の人数をみる（图表6）。年齢層別では、20～24歳の年齢階級が男女ともに伸長しており、5,010人と2023年末においては、最も多い人数となっている。次いで、25～29歳（4,647人）、30～34歳（3,266人）、35～39歳（1,910人）となっており、20代が全体の37.9%、30代が22.0%と、20～30代で全体の約6割を占める。

20～24歳の男女の内訳は、男性は2,860人で、前年末比で620人増となった。20～24歳の女性は2,150人で同542人増となった。男女計では1,162人増となり、全年齢階級での増加数（3,655人増）の31.8%を占める。20～24歳の年齢階級では在留資格でみると「留学」や「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」が多く、県内の労働力として大きな役割を担っていることが推測される。

また男女別の人数では、男性が1万4,409人で前年末比2,191人増、女性が1万1,038人で同1,454人増となっている。男性の割合は56.6%となり、これまでと同水準の推移が続く（图表7）。

図表6 在留外国人の年齢・男女別人数（沖縄県）



(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

図表7 在留外国人の男女別人数（沖縄県）



(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

2-4 2024年の在留外国人の動向（24年12月末の推計）

出入国在留管理庁の「在留外国人統計」では各年6月末と12月末のデータが公表されている。前述のとおり、本県の在留外国人は増加傾向が続くなかった状況を確認するため、当研究所では沖縄県の月次の「推計人口」の直近データを用いて24年12月末の在留外国人の人数を試算した。この「推計人口」では日本人、外国人別の各月の人口動態が把握できる。16年以降の推移を「推計人口」の外国人の自然増減、社会増減（県内市町村間の移動は除く）合わせた人口の増減数を確認すると、「在留外国人統計」の増減数とほぼ近い数値となっていることがわかる（図表8、9）。

増減数については22年から3,000人台が継続しており24年は3,072人増加しているが、前年と比較すると、増加人数自体は減少している。

図表8 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の動向（沖縄県）

在留外国人統計		(単位：人)							
(年)		17	18	19	20	21	22	23	24(1-12月)
総数（年末・月末）		15,847	18,025	21,220	19,839	18,535	21,792	25,447	-
増減数		1,562	2,178	3,195	▲1,381	▲1,304	3,257	3,655	-

推計人口		(単位：人)							
(年)		17	18	19	20	21	22	23	24(1-12月)
増減数		1,608	2,122	3,080	▲1,177	▲923	3,208	3,605	3,072
自然増減		38	66	53	56	83	67	66	65
出生		77	106	97	117	123	114	136	102
死亡		39	40	44	61	40	47	70	37
社会増減		1,570	2,056	3,027	▲1,233	▲1,006	3,141	3,539	3,007
転入		4,907	6,106	7,553	3,411	2,571	7,414	8,434	6,223
県外からの転入		4,385	5,602	6,874	2,871	2,158	7,007	8,027	5,916
その他の転入		522	504	679	540	413	407	407	307
転出		3,337	4,050	4,526	4,644	3,577	4,273	4,895	3,216
県外への転出		2,524	3,118	3,484	3,197	2,617	3,444	4,075	2,663
その他の転出		813	932	1,042	1,447	960	829	820	553

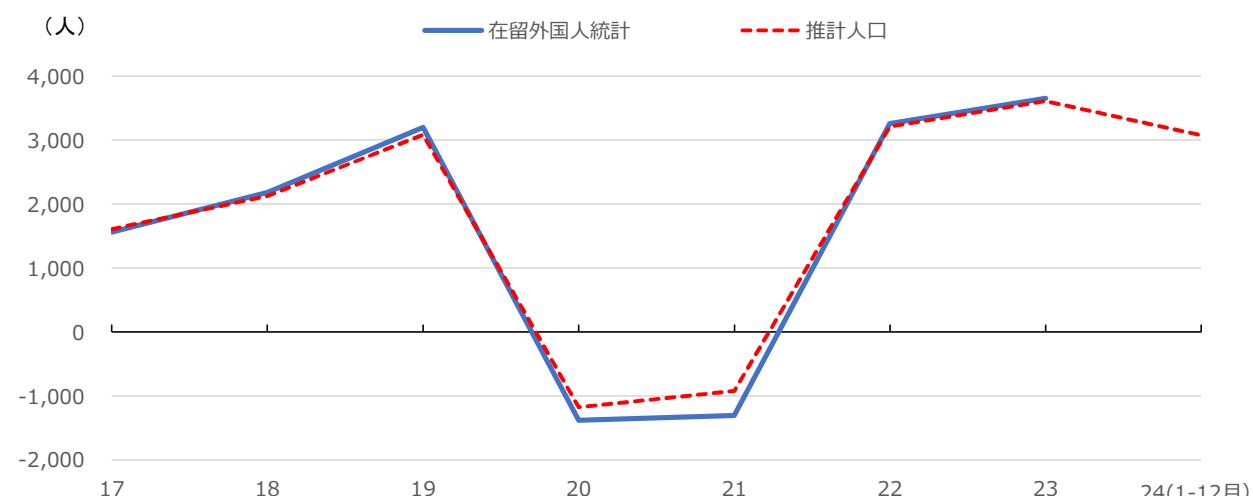
(備考) 「その他の転入」、「その他の転出」は実態調査や出入国在留管理庁からの通知などにより、本人からの届出がなくとも

職権によって記載、削除した分などである。社会増減では県内市町村間の転入、転出は除いている。▲はマイナス。

2024年は1~12月の前月比増減数の累計。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

図表9 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の増減数（沖縄県）



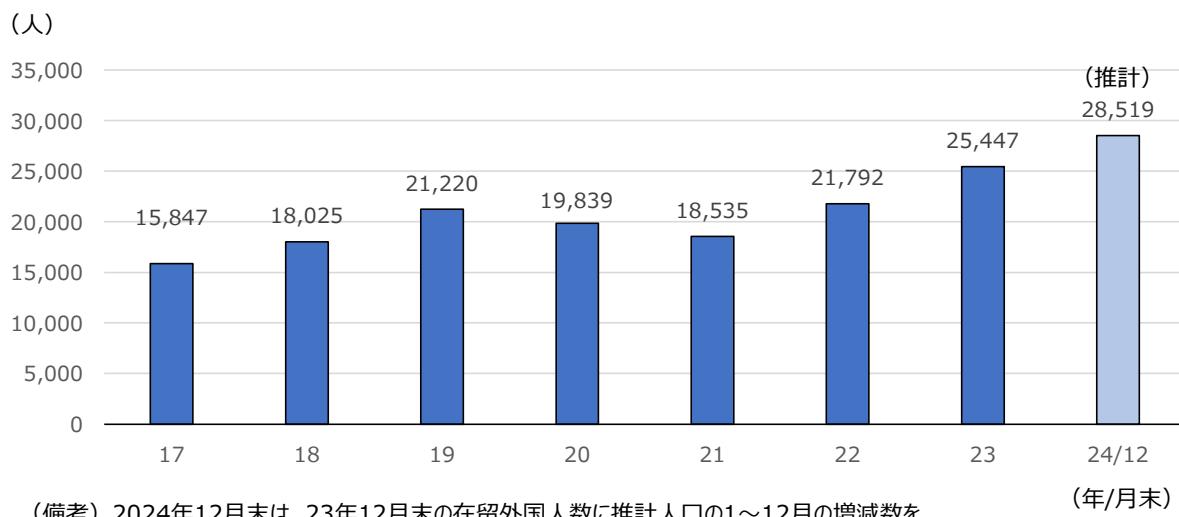
(備考) 2024年は1~12月の前月比増減数の累計。

(年、月)

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

23年12月末の在留外国人に24年1~12月の「推計人口」の外国人の増減数を加減することにより、24年12月末の在留外国人を試算すると2万8,519人と推計される。すでに23年末比で3,072人程度増加しており、24年末の在留外国人数も過去最高を更新する見込みであることがわかる（図表10）。

図表10 在留外国人の2023年末までの推移と24年12月末の推計（沖縄県）



（備考）2024年12月末は、23年12月末の在留外国人数に推計人口の1~12月の増減数を加減して当研究所で推計。

（資料）出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

2-5 本県における在留外国人の国内外の移動状況

在留外国人の本県から国内外への人口移動については、総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で把握できる。同統計では国内移動が調査対象となるが、2020年1月分以降の統計では参考として日本人、外国人について国外からの転入者数及び国外への転出者数が公表されており、同統計から本県における在留外国人の移動状況をみる（図表11）。

コロナ禍後の22年からは「国外からの本県への転入」の増加が続いている、「本県への転入超」の状態となっている。ただ教育機関等へのヒアリングによると、当県では数多くの留学生を受け入れるもの、日本語学校などを卒業したのち、県外の専門学校に進学するケースや、県内で専門分野の在留資格を取得したのち、労働条件の良い県外に就職するケースが多いことが課題である。実際に、移動状況をみると、語学学校等の卒業・入学の時期が含まれる年の前半は、国内への転出（国内からの転入超のマイナス）が多く、国外からの転入で補われている様子がわかる。

語学や技術を習得し、環境にも慣れ親しみ地域に溶け込む外国人の定住を促すためには、語学学校の卒業後の教育プログラムの充実や、就職に当たっては労働条件の改善や環境の整備を行い、定住への支援を強化することが必要だと考えられる。

図表 11 在留外国人の対国内外の移動状況（沖縄県）

(単位：人)

	2022年		2023年		2024年	
	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~11月
本県への転入数①	3,983	3,295	3,929	4,504	4,581	4,059
国内から本県への転入	1,000	947	1,239	1,198	1,501	920
国外から本県への転入	2,983	2,348	2,690	3,306	3,080	3,139
本県からの転出数②	1,738	1,666	2,301	1,781	2,643	1,754
本県から国内への転出	1,083	858	1,379	904	1,681	726
本県から国外への転出	655	808	922	877	962	1,028
本県への転入超① - ②	2,245	1,629	1,628	2,723	1,938	2,305
国内からの転入超	▲ 83	89	▲ 140	294	▲ 180	194
国外からの転入超	2,328	1,540	1,768	2,429	2,118	2,111

(備考) ▲はマイナス。

(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2-6 外国人の雇用状況（2024年10月末）

(1) 外国人労働者の推移

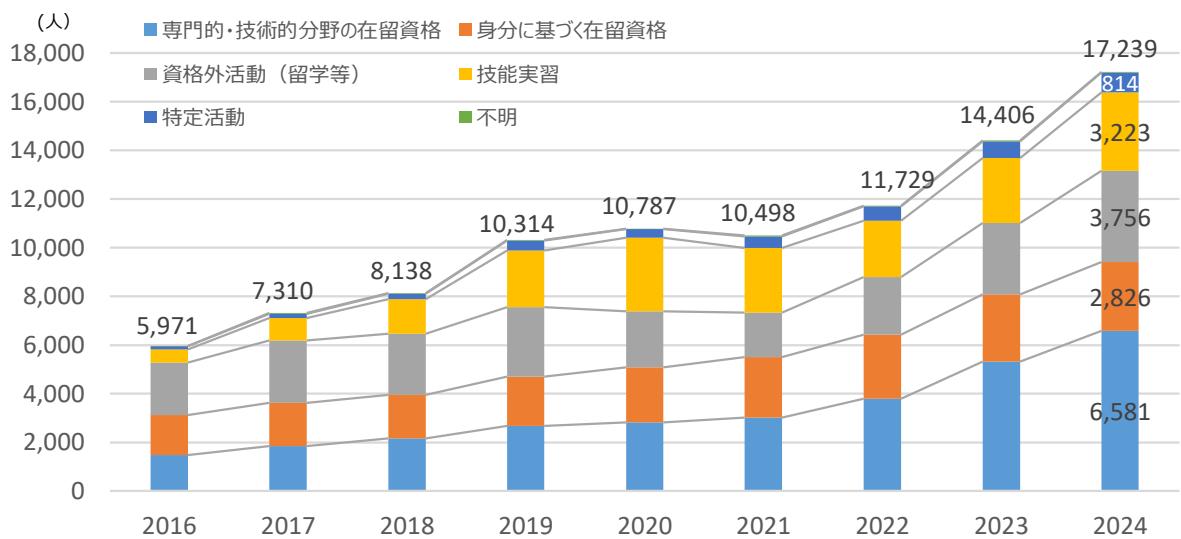
県内では観光客が増加し活況が続くなか、人手不足は依然として大きな課題であり、在留外国人が活躍する場面も増加していることが見受けられる。ここからは沖縄の経済社会を支える人材としての在留外国人の状況を確認する。

厚生労働省は、外国人を雇用する事業者が外国人を雇用受入れと離職の際に、「外国人雇用状況の届出」を義務付けている。同届出書に基づき、沖縄労働局では県内の状況をとりまとめており、直近では2025年1月に24年10月末時点の状況が発表されている（図表12）。

外国人労働者は、調査が開始されて以降、右肩上がりに増加を続けていたもののコロナ禍の入国制限の影響を受け21年に一時減少に転じた。22年以降は在留外国人の増加に比例し外国人労働者も増加が続き、24年10月には1万7,239人となり、3年連続で過去最高を更新した。

在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」が最も多く6,581人となり、外国人労働者全体に占める割合は38.2%となった。次に、留学などの「資格外活動」が3,756人（同21.8%）、「技能実習」が3,223人（同18.7%）、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が2,826人（同16.4%）、となっており、「資格外活動」と「技能実習」で全体の約4割を占める。

図表 12 外国人労働者の推移

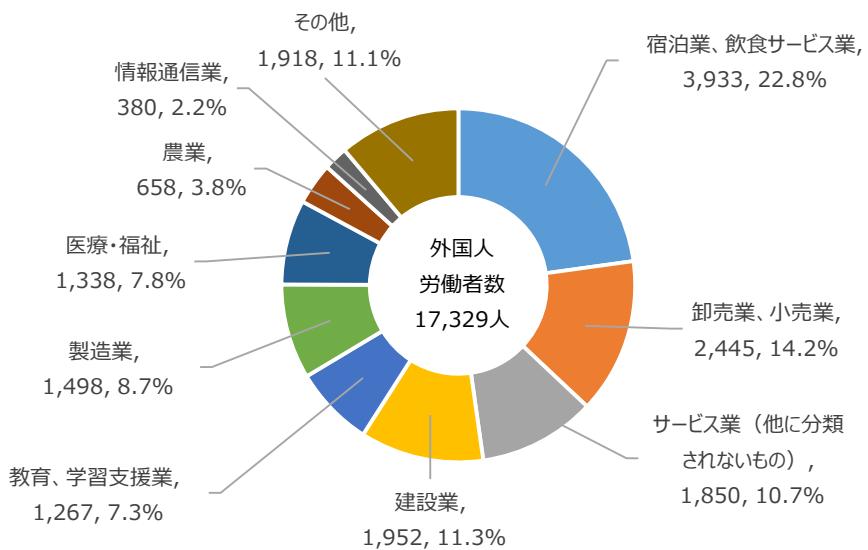


(資料) 沖縄労働局「外国人雇用状況」届出状況

(2) 産業別の就業状況

次に外国人労働者の産業別の就業状況をみる(図表 13)。宿泊業、飲食サービス業が3,933人で最も多く、外国人労働者に占める割合は22.8%となった。次に卸売業、小売業が2,445人(同14.2%)、建設業が1,952人(同11.3%)、サービス業が1,850人(同10.7%)の順で、比率が高くなっている。

図表 13 外国人労働者の就業先



(資料) 沖縄労働局「外国人雇用状況」届出状況（令和6年10月末現在）

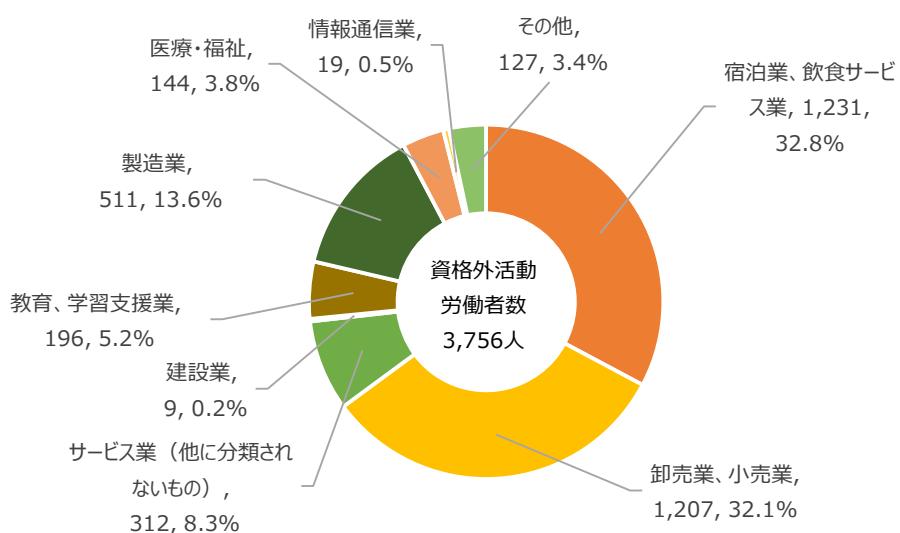
(3) 資格外活動による就業状況

ここで資格外活動による就業状況を確認する（図表14）。図表12で確認した通り、県内で2024年10月末に資格外活動許可を得て、アルバイトをしている外国人は3,756人と、在留外国人労働者の21.8%と大きな割合を占めている。統計時点は異なるが同年6月末の留学生は3,810人であり、ほぼ全員が資格外活動で就労している計算となる。

産業別の就業状況は、コンビニエンスストアのレジ担当などの小売業や、宿泊業、飲食サービス業に従事している外国人は全体の64.9%を占め、他に分類されないサービス業を加えると全体の7割を超えており、主に第3次産業における人手不足を補い、地域経済を下支えしている状況がわかる。

前述のとおり、資格外活動とは「現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」²であり、主に在留資格「留学」におけるアルバイトの許可を得て行う活動である。外国人留学生は本来就労を認められていないものの、同許可を得ることで週28時間以内（原則1日4時間、夏休み等の長期休暇の際は8時間まで可能）での就労が認められ、企業でも雇用することが可能となる。資格外活動における就労時間については、学生より延長を求める声が多く聞かれる事もあり議論がある。24年10月には沖縄県より内閣府へ国家戦略特区として『外国人の留学生の就労制限の緩和』が提案された³。一定の要件の下、就労時間を週28時間から週36時間まで拡大することで、留学生と日本人の交流の促進や、企業の人材確保の促進を図ることが期待されたが、今回は実現せず継続の検討事項となった。なお、本件の詳細については、本レポート末尾に参考資料として「国家戦略特区等提案が認められなかった事案の考察」を添付する。

図表14 資格外活動による労働者の就業先



（資料）沖縄労働局「外国人雇用状況」届出状況（令和6年10月末現在）

² 出入国在留管理庁 HP

³ 沖縄県 HP

3. 在留外国人を取り巻く環境の変化 一法改正のポイント⁴

2024年は外国人労働者の在留資格に関する制度方針が大きく変わった。24年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(以下、改正出入国管理法)が公布され、これまでの外国人労働者の技能実習制度にかわり、新しい制度である育成労制度が創設された。

これまでの技能実習制度では、その目的が『国際貢献』とされ、外国からの実習生を日本で受け入れ、技術を習得後、母国にてその技術を産業発展に活かしてもらうことを目的としていた。しかし、実際は実習生が日本の労働力不足を補っている点も否めず、新しい制度では、受け入れる外国人実習生に対して、労働力としてしっかりと向き合い、その人権を守ることを主眼に改正が実施され、27年までに施行されることとなった。ここでは改正法における変更のポイントをまとめる。

(1) 目的の変更

改正出入国管理法では、就労を通じて人材の育成と確保を目的とする『育成労』という在留資格が設けられる。これまでの『技能実習』は、在留期間が最長5年の在留期間とし、国際貢献が目的とされてきた。新しい『育成労』においては、同資格で来日した外国人については、3年間の就労を通じて「特定技能1号」の水準まで技術を習得してもらう育成と、その分野における人材確保を目的としている(図表15)。

図表15：目的

項目	技能実習	育成労
目的	国際貢献・途上国への技術継承	人材育成・確保

(2) 在留期間の変更

上記の通り、3年が経過し「特定技能1号」へ移行し、更に技能が向上し「特定技能2号」の段階に達することで、長期的に日本へ在留し、事実上は永住が可能となる(図表16)。

一方、同制度により永住許可を取得できる外国人が増えることを想定し、永住許可の要件を明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由も追加された。

図表16：在留期間

項目	技能実習	育成労
在留期間	最長5年	・基本3年で「特定技能」水準を習得 ・特定技能2号になれば、事実上の永住が可能

⁴ 出入国在留管理庁『育成労制度の概要』

(3) 語学や技能資格等の要件化

「育成労」で働くには、就労開始時点で、技能実習制度では不要だった初級レベルの日本語の試験合格や講習受講が要件として定められた。また段階的に、従事する業務分野の技能も習得することが求められる（図表17）。

図表17：資格の要件

項目	技能実習	育成労
資格	日本語能力不問	・初級レベルの日本語試験合格/講習受講 ・基本的な技能試験合格 等

(4) 転籍の容認

これまでの技能実習制度では、「転籍」（受け入れ企業の変更）は、受け入れ企業が倒産した場合など、「やむを得ない事情」がある場合に限られていたが、育成労制度では、同じ業務分野で適正な受入れ基準を満たすなど、一定の条件が満たされることで、本人意向の転籍も可能となる（図表18）。

図表18：転籍の容認

項目	技能実習	育成労
転籍	原則不可	①やむを得ない事情がある場合の範囲を、 拡大・明確化、手続きの柔軟化 ②本人希望でも可能 (要件) ・1～2年以上の同一機関で勤務 ・技能検定/日本語検定の一定レベル取得 ・同じ分野での転籍で、受入れ基準を満たすこと

(5) 監理者の見直し

これまで技能実習制度で、技能実習生や受け入れ企業をサポートしてきた「監理団体」は、新制度では名称が変更され「監理支援機関」になる。一部の悪質な監理団体の存在もあり、育成労制度においては、監理団体の許可要件を厳しくし、外部監査人の設置を義務付けるほか、受入れ先企業との一体化を防ぐために、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を監理支援機関に対する業務には関わらせないこととしている（図表19）。これらの条件により、不法就労や人権侵害などの問題に対して適切で迅速な対応が可能になると期待される。

図表 19：監理者の見直し

項目	技能実習	育成労
監理者	「管理団体」	「管理支援機関」に名称変更 (要件) ・外部から「監査人」設置 ・受入れ機関との関係性のない役職員が担当

4. 行政の多文化共生と外国人支援の取り組み状況

国内各地で人材不足が課題となり、在留外国人を丁寧に受け入れ、共生していくことが求められる状況のなか、従前より数多くの外国人が生活する地域で、行政が支援を積極的に行ってきました先進例として、群馬県と愛知県を訪問し調査した。ここでは、各方面での支援の状況を確認し、沖縄県における今後の支援の取り組みの参考とする。続いて沖縄県の状況について確認する。

4-1 群馬県内の状況

(1) 群馬県⁵

群馬県には 119 カ国の国籍の人々が居住しており、2024 年 12 月末の外国人住民の総数は 8 万 1,396 人（前年比 12.6% 増）と過去最多となり、群馬県の総人口（190 万 7,986 人）の 4.3% を占める。これまで日系ブラジル人を中心とした永住者が多かったが、近年はベトナムを中心に、技能実習生の在留資格を持つ外国人が急増している。

① 組織体制

群馬県では、山本一太知事のリーダーシップのもと、「外国人との共生は必須」という認識で施策を推進している。2021 年 4 月には多文化共生・共創条例を制定し、外国人を単なる労働力ではなく、新しい価値を創造する地域社会の一員として位置づけ、支援を継続している。

群馬県庁においては、19 年に「外国人活躍推進課」が設置され、20 年に「ぐんま暮らし・外国人活躍推進課」と改称された。同課においては、主に外国人材の受け入れや就労支援を行う「外国人活躍推進係」と、様々な相談窓口や災害時支援、日本語教育を担う「多文化共生係」の 2 係がある。担当者は、外国人活躍推進係 4 名、多文化共生係 4 名で構成され、一貫したサポートを提供している。

24 年度の年間予算は約 5,000 万円で、条例に基づく群馬県多文化共生・共創推進基本計画のもと、推進会議体による評価・フィードバックを行いながら、着実に取り組みを進めている。

⁵ 出所は別途明記するもの以外は群馬県へのヒアリング及び群馬県 HP

② 相談支援体制

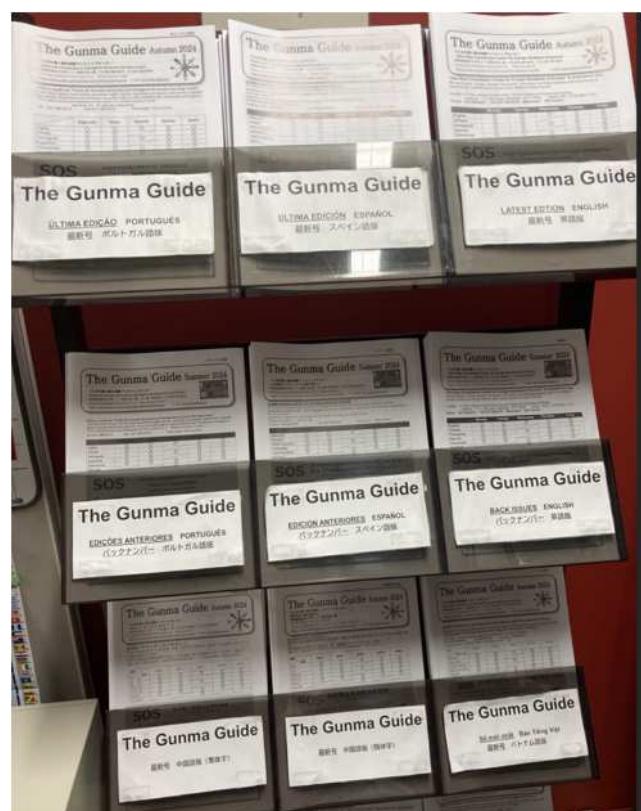
「ぐんま暮らし・外国人活躍推進課」では、「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を運営し、在住する外国人に対し多言語での相談窓口を設けている。県庁の1階にある同センターには多言語対応のスタッフが常駐しで、在留手続きや、医療や子育てなど生活全般に関わる相談を受けるほか、法務関連、労災関連などの専門的な相談についての適切な機関への橋渡しを行っている（写真①、図表 20）。また、群馬県における市町村窓口に、外国人が来訪した際には、同センターへ連絡することで、相談の通訳仲介等で支援をするなど、県と市町村の連携がとられている。

そのほか、多言語のガイドブック「The Gunma Guide」を定期的に発刊し、外国人へのタイムリーな情報提供を行っている（写真②）。

写真①ぐんま外国人相談ワンストップセンター入口



写真②「The Gunma Guide」の陳列状況



（写真）筆者撮影（24年11月）

図表 20 ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターの相談体制

【参考】ワンストップセンターの相談体制

対応できる言語と曜日の一覧

相談できる言語	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
やさしい日本語	あり	あり	あり	あり	あり
英語	あり	あり	あり	あり	あり
中国語	あり	あり	なし	あり	あり
ポルトガル語	あり	あり	あり	あり	あり
スペイン語	あり	あり	なし	あり	あり
ベトナム語	あり	あり	あり	あり	あり
ネパール語	なし	なし	あり	なし	なし

※その他に翻訳機を使って83の言語で対応できます。

③ 医療・住居支援

外国人へ向けての医療面のサポートとして「医療通訳派遣制度」を設けている。具体的には、県内の主要な総合病院と協定を結び、外国人が医療機関等で安心して治療を受けられるよう、医療通訳を行うボランティアの医療機関等への派遣や、電話通訳による支援を行っている。更に、派遣においては専門用語や医療制度の違いによる誤訳や誤解を防ぐため、「群馬県医療通訳ボランティア養成講座」を開催するなど、医療に精通したボランティアの養成・育成にも力を入れている。

現在は、在留外国人が増加するなか、日本の医療保険制度や年金についての理解促進が、重要な課題となっている。

住居関連については、居住支援協議会の『群馬あんしん賃貸ネット』において、外国人に対して「ウェルカム」な賃貸物件を検索できるなど、支援を強化する試みを進めている（図表 21）。

図表 21 群馬あんしん賃貸ネットの検索画面

群馬あんしん賃貸ネット

ホーム 協力不動産店 居住支援法人 居住支援協議会の概要 よくあるご質問 お問い合わせ

条件に応じた入居を拒まない賃貸住宅の検索ができます。
入居者区分・条件を選択して、検索ボタンを押してください。

入居者区分 条件指定

身体障害者 知的障害者 市町村 指定しない
精神障害者 その他障害者
 外国人 高齢者 費料 下限なし ~ 上限なし
子育て者 生活保護費受給者 間取り 指定しない
低額所得者 保護観察対象者等
被災者

+ 詳細条件を指定する

✓ 入居可のみ表示

検索する

(出所) 群馬県居住支援協議会 HP

④ 日本語教育支援

外国人の教育支援として、外国人の子弟やその保護者を対象とした日本語教育の強化に取り組んでいる。具体的には教師やボランティアの養成を行い、外国人が日本国内での生活をよりスムーズに送れるよう努めている。また、教育委員会ではポータルサイト『ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト ハーモニー』において、教職員向けの情報をまとめており、指導者に対する支援も実施している。

加えて、やさしい日本語の普及に取り組んでおり、毎年、一般県民向け、企業団体向け、群馬大学医学部学生向けなどの講座を実施している。

そのほか、特徴的な取り組みとして、これまで日本人が外国人に教えるということが一般的だった日本語支援について、外国人が外国人に教える体制づくりに取り組んでいる。感覚でなくより理論立てて指導ができる外国人キーパーソンを養成しており、毎年 10 人程度のキーパーソンを輩出している。

⑤ 防災関連支援

防災面では、地震のない国々から来た外国人も多いことから、災害時にどのように行動すべきか基礎的なことを伝えるための在留外国人向けの訓練を定期的に開催し、災害時の対応や避難スキルを身につけてもらうことに尽力している。具体的には、非常食の準備や、避難所における段ボールベッドやトイレなど実際に体験してもらい、事前に知っておくべきことと、普段から気を付けておく必要があることなどが伝えられている。

また大規模災害が発生した際に、翻訳や通訳など「言葉」を使って外国人を支援するボランティアの養成講座も毎年実施している。

⑥ 理解促進のための意識啓発活動

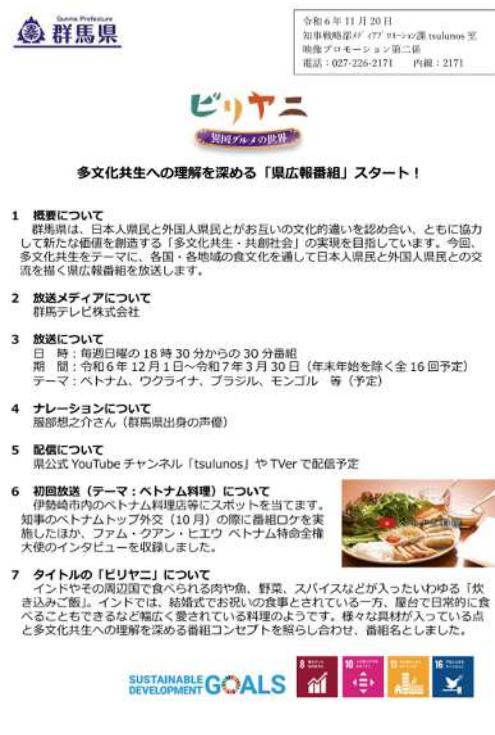
群馬県では、多文化共生を推進するため、毎年10月を『ぐんま多文化共生・協力推進月間』と定めている。また年間を通じて様々な交流イベントを開催し、日本人にも外国人を受け入れる心構えを育む努力を続けている。一例として、日本人と外国人が相互理解を深めるため、お互いの文化に触れ、一緒に楽しめる多文化共生イベント『からっかぜパーク』を毎年開催するなど、特に子どもをターゲットとした意識啓発事業を展開している（図表22）。

また、2024年11月からは、新たな取り組みとして多文化共生への理解を深めるための県広報番組も開始されるなど、積極的な理解促進策がとられている（図表23）。

図表22 多文化共生イベント『からっかぜパーク』の案内



図表23 県広報番組『ビリヤニ』の案内



⑦ 就労支援と企業との連携

外国人の就労支援については、企業向けには、県内企業の外国人材受入環境作りの促進と、外国人材に群馬県を「働く場」として選択されることを目的に、外国人材活用に優れた企業を認証する「群馬県多文化共創カンパニー認証制度」を設けている。現在 13 社が認証を受けており、事例については、外国人材の活躍する様子や、事業者の支援の状況を県公式 YouTube チャンネルや SNS 等で情報発信し、企業を支援している。そのほか外国人材採用支援事業や、外国人材受入れ相談会なども開催されている。

外国人材に向けては、上記のカンパニー認証を受けた会社を多言語で紹介するほか、留学生向けに外国人留学生向け就職ガイダンスや、合同企業説明会を開催し、群馬県内での就職促進を図っている。

(2) 伊勢崎市⁶

伊勢崎市の 2024 年 12 月末の在留外国人は 1 万 6,389 人で、市内人口の 7.7% を外国人が占めており、多文化共生を基盤とした地域社会の構築を目指している。市は工場が多く立地し、食品工場や医薬品工場などが集積している。2023 年にベトナム人がブラジル人を上回り最多となり、技能実習生も増加傾向にある。

市は外国人の多さを地域の特色として積極的に打ち出し、SDGs 未来都市にも選定されている。人口推移が横ばいを維持している点や、外国人住民の定住化傾向が見られる点など、今後の日本における多文化共生のモデルケースとなり得る要素を多く有している。

① 組織体制

多文化共生については市民部国際課多文化共生係が担当している。2004 年に国際化係と国際交流係(姉妹都市関連)が設置され、23 年度から国際化係が多文化共生係となり、多文化共生の推進、外国人相談、在住外国人施策など、在住支援を推し進めている。課長を含む 6 名のスタッフで構成され、多文化共生については 3 名体制で、多言語ガイドの作成や、生活支援に関する丁寧なサポートを提供している。

② 相談支援体制

外国人住民が直面する様々な問題に対応するための相談窓口を設置しており、市役所の総合案内には、ベトナム人 2 名、日系ブラジル人、日系ペルーカーのスタッフにおいて、多言語での対応を実施している(図表 24、写真③)。

また、5 カ国語(英語、スペイン語、ベトナム語、ポルトガル語、中国語)の生活ガイドを転入手続き時に配布しているほか、市の HP にも掲載し周知を図っている。必要な行政手続きや生活情報が掲載された同生活ガイドは、1989 年から作成を開始されており、毎年、国際課において各課と連携し更新を行っている。必要な行政手続きや生活情報が掲載されているが、外国語のページの隣に日本語が併記されていることで、日本人と一緒に読みながら情報を確認できるという工夫が施されている(図表 25)。

⁶ 出所は別途明記するもの以外は伊勢崎市へのヒアリング・伊勢崎市 HP

図表 24 外国人相談窓口の相談体制

写真③窓口の様子（筆者撮影 24.11）

外国人総合相談窓口（がいこくじん そうごう そうだん まどぐち）

	AM : [Open] 8:30~12:00 [Closed] 受付(受けつけ)は11:45まで									
	PM : [Open] 13:00~17:00 [Closed] 受付(受けつけ)は16:45まで									
月(Mon.)		火(Tue.)		水(Wed.)		木(Thu.)		金(Fri.)		
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM
スペイン語(ご) 【Español】	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
ポルトガル語(ご) 【Português】	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
ベトナム語(ご) 【Tiếng Việt】	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
英語(えいご) 【English】	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○
タガログ語(ご) 【Tagalog】	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×



図表 25 伊勢崎市外国人生活ガイドブック（英語版）



CONTENTS	
Consultation	Consulation Service 3p Corona Foreigner Consultation One-Stop Center 3p Corona Foreigner Consultation One-Stop Center Facebook 3p
Procedures	Naturalization Process • Becoming Japanese Citizen 5p Procedures • Residence Certificate 7p My Number / Seal Registration 9p Tax 11p
Health Welfare	National Health Insurance 13p Welfare and medical expenses 15p Long-term Care Insurance 17p Disabled People's Welfare 19p National Pension 19p Maintaining Good Health 23p
Childcare	Child Care Support 26p
Education	Kindergarten 31p Elementary School • Junior High School 33p
Livedited	Neighborhood Association and Ward Mayor 35p Loud sounds and voices 35p About Disposing Garbage 37p Traffic rules 37p To Have Dogs 41p Internet living information 42p Municipal Housing 45p Public Water Supplies 47p Disaster Prevention 49p To Call Police 53p Ambulance • Firefighting 58p
Business promotion Crime prevention	This booklet is given to all foreigners who are residing or are going to reside in Iseki. It contains a lot of useful information that will help you during your stay in Iseki. City Hall opens from Monday to Friday, 8:30~17:16 (Except some designated places).

もくじ	
相談	相談窓口(そうたんまどぐち) 5p ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 3p ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターFacebook 3p
必要な手続き	渡化手続き(とせきしゆ) 5p 運出(うんしゅ) 7p マイナンバー(マイナンバーヒンゴト) 9p 切符(せきふ) 11p
健康と福祉	医療保険(いりょうほんけん) 15p 福祉医療費(ふくしりょうひ) 15p 介護保険(かいごほんけん) 17p 障害者補助(じょうがいしゃほじょ) 19p 国民年金(こくみんねんきん) 19p 健康手帳(けんこうてしょ) 23p
育児と教育	児童扶助(じどうふしょ) 29p 保健所(ほけんしょ) 31p 小学校・中学校(しょうがっこう・ちゅうがっこう) 33p
くらし	印内会(いんないわい) 35p 大(おお)きな音(おと)や声(こゑ) 35p ごみ(ごみ) 37p 交通(こうつう) 37p 弱い人(わいじん)について 41p インターネットの生活情報(せいかつじょうほう) 43p 雨宿(あめしや) 43p 水道(すいどう) 47p
防災と防犯	防災(ぼうさい) 69p 警察(けいさつ) 55p 救助(けうしゅ) 55p

この本は、伊勢崎市に住んでいる、またはこれから住むつもりしている外国人の方のために、生活に必要な役場のサービスなどをまとめたものです。市役所は一部夜間、市役所が金曜日までの8:30から17:16まで開いています。

③ 医療・住居支援

住宅問題については、外国人の一括入居や寮の確保など、企業側での対応が見られる一方、民間賃貸住宅での入居が難しいなどの課題も存在する。市営住宅については、国籍を問わず一定の条件下で入居を認めている。

医療や福祉については、県の施策を活用し、多言語での情報提供や相談対応を行うほか、身近なサポートを提供することに尽力している。

④ 日本語教育支援

外国人の子弟が多く日本語がわからないケースもあることから、市内の小中学校では空き教室を利用して日本語教室が開催されている。各学校には0.5～1名の支援員が配置されるほか、全校を巡回して多言語の支援する人員の配置も行っている。また、放課後に子弟の宿題を手伝う非営利団体も存在する。

加えて、16歳以上に向けては市が運営する日本語教室が年に10回程度開催（図表26）され、受講料も安価（1,500円）で受講が可能であるほか、企業向けの出張日本語教室の実施（図表27）等、きめ細やかな支援を実施している。

図表26 日本語教室の案内

だいきにほんごきょうしふ 第3期日本語教室
<https://iseasaki-kokusai.jp/>

日本語教室(日曜日、全10回) ○対象：伊勢崎市に住んでいるか、働いている16歳以上の人
 ●1月 19, 26日 ○時間：午前クラス 9:30am - 11:30am 午後クラス 1:30pm - 3:30pm
 ●2月 9, 16, 23日 ○定員：各5人 ○参加料：¥1,500円
 ●3月 2, 9, 16, 23, 30日 ○会場：**笠置の郷（市民交流館）** 伊勢崎市昭和町 1712-2
 ○申し込み：月19日(日曜日)、9:00am(午前クラス)または1:00pm(午後クラス) **新規登録**

Clases de Idioma Japonés (domingo, 10 classes) スペイン語
 ● Enero 19,26 ○ El numero maximo 50 personas
 ● Febrero 9,16,23 ○ Lugar: Kasuri no Sato(Shimin Koryukan) Iseasaki Syouwacho 1712-2
 ● Marzo 2,9,16,23,30 ○ Precio: ¥1,500 ○ Horario: 9:30 am - 11:30 a.m. (Clase de la mañana) 1:30 p.m. - 3:30 p.m. (Clase de la tarde)
 ○Aplicable: Residentes extranjeros mayores de 16 años que viven o trabajan en Iseasaki
 ○Inscripción: Accederse directamente al Kasuri no Sato 19 de Enero (domingo) 9:00am (Clase de la mañana) o 1:00pm (Clase de la tarde)

Aulas de Língua Japonesa(Domingo, 10aulas) ポルトガル語
 ● Junho 19,26 ○ O numero máximo 50 pessoas
 ● Fevereiro 9,16,23 ○ Local: Kasuri no Sato(Shimin Koryukan) Iseasaki Syouwacho 1712-2
 ● Março 2,9,16,23,30 ○ Taxa: ¥1,500 ○ Horário: 9:30 a.m. - 11:30 a.m. (Aula da manhã), 1:30 p.m. - 3:30 p.m. (Aula da tarde)
 ○Aplicable : Residentes estrangeiros com mais de 16 anos que moram ou trabalham em Iseasaki
 ○Inscrição: Pessoalmente em Kasuri no Sato, 19 de Janeiro (domingo) 9:00am(Aula da manhã) ou 1:00pm (Aula da tarde)

Japanese Language Class (Sundays, 10 classes) 英語
 ● January 19,26 ○ Time: 9:30 a.m. - 11:30 a.m. (morning class), 1:30a.m. - 3:30p.m. (afternoon class)
 ● February 9,16,23 ○ Place: Kasuri no Sato(Shimin Koryukan) Iseasaki Syouwacho 1712-2
 ● March 2,9,16,23,30 ○ The maximum number in the class is 50 people.
 ○Fee: ¥1,500
 ○Applicable: Foreign residents aged 16 and over who live or work in Iseasaki
 ○Application: Personally at Kasuri no Sato on January 19(Sunday) 9:00 am(morning class) or 1:00pm(afternoon class)

Lớp học Nhật Ngữ (10 lần , vào các Ngày Chủ Nhật) ベトナム語
 ● Ngày 19 ngày 26 tháng 1, Ngày 9, 16, 23 tháng 2
 ● Ngày 2, 9, 16, 23 tháng 3
 ● Số lượng: 50 người ~Đến 11 / 300/cứ buổi sang.
 ◇ Chiều từ 1 ~ 30 ~ Đến 3 ~ 30 Lớp học buổi chiều
 ◇ Địa điểm: Kasuri no Sato (Shimin Koryukan) Iseasaki Syouwacho 1712-2
 ◇ Lệ phí: 1,500đvn
 ◇ Đời tương: Cử số lượng tối đa trên 16 tuổi sống hoặc làm việc tại Iseasaki
 ◇ Ngày 26 tháng 1, Ngày 9, 16, 23 tháng 2, Ngày 9 tháng 10, buổi sáng, Ngày 9 tháng 11, buổi chiều
 ◇ Ngày giờ đánh: Từ 9 giờ đến 9:30 Chủ Nhật - Ngày 19 tháng 10, buổi sáng, Ngày 9 tháng 11, buổi chiều
 Địa điểm tại: Kasuri no Sato
 Số lượng tối đa là 50 người

とあい合わせ 伊勢崎市国際交流協会（市民部国際課内） お問い合わせ 伊勢崎市国際交流協会（市民部国際課内） TEL : 0270-27-2731

図表27 出張日本語教室の案内

出張日本語教室



多文化共生のまちづくりを推進するため、日常生活に必要な日本語能力が十分でない外国人住民で、就労先等で日本語教室の受講を希望する企業等に勤務する者を対象として、日本語及び生活ルールを学ぶための出張日本語教室を開催します

対象	市内に在住又は在勤・在学の16歳以上の人
受講料	1人3,000円(テキスト代等)
授業時間	1回あたり2時間
授業回数	最大10回まで ※受講の希望日(曜日等)はご相談ください
授業内容	日本語レベルに合わせて授業します ※生活ルールも授業で取り上げます
場所	原則企業等が所有する会議室等
対象人数	原則5人以上
申し込み	所定の申込用紙に受講料を添えて国際課窓口にお持ちください ※事前にお問い合わせください



伊勢崎市国際交流協会（市民部国際課内）

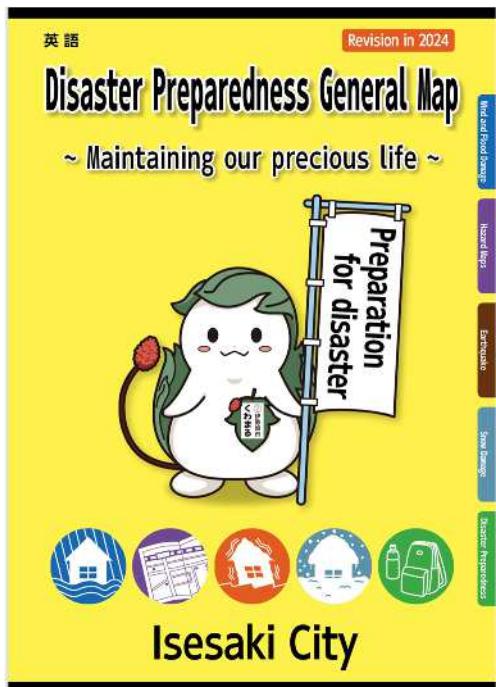
〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410 伊勢崎市役所本館2階23番
 問合せ先 ☎ 0270-27-2731 ✉ i-exchange@xp.wind.jp

⑤ 防災関連支援

外国人の防災意識の向上と、防災関連情報の支援のために、市の防災部署（安心安全課）との連携による災害時支援体制の整備を行い、伊勢崎市総合防災マップの外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）を作成し配布している（図表 28）。また『日本語と外国語の指差し会話集～防災の会話編～』を作成し、防災情報の提供や相互支援の体制づくりに努めている（図表 29）。

そのほか、大規模災害の発生時に、外国人住民の相談や情報提供について支援する災害ボランティアも養成しており、現在 40 人程度が登録し有事に備えている。

図表 28 伊勢崎市総合防災マップ（英語版）



図表 29 日本語と外国語の指差し会話集～防災の会話編～



1. 災害 (さいがい) ～避難場所 (ひなんばしょ)	
日	大きな地震や大雨のときは、避ける場所が決まっています。
英	There is a designated place for evacuating in case of heavy rain or big earthquake. スペイン語 アグンホアドリレバシタードラマハスカイシグイン ケース オブヘイジ レバシタードラマハスカイシグイン ケース
ス	Están fijados los lugares a donde escapar en caso de fuertes sismos y/o fuertes lluvias. エスパニョーラグンホアドリレバシタードラマハスカイシグイン ケース シスコス イヤー フエカルタ ドラマハスカイシグイン
ポ	Quando ocorre grande terremoto ou chuva forte, há local designado para refugiar. アーノ ロコハスカイシグイン モトトガシ シュヴァン フォイギ。アーノカウ クラマヒスカイシグイン ポルタ
ベ	Khi có động đất lớn và mưa lũ, nơi tránh nạn đã được qui định. キヨ リダトトカシグイン ルイアル リクサンナザ デドカクタイケイン
中	发生大地震或下大雨时要到指定的地方避难。 ファ シンダ サイハツイン フクシヤダ ウー シ ハイカモジ ダイシング テイ ーヴン ピー
当本文字で述べる用語を使います。 当ページはお読みになりやすくするために、本文の複数形はありません。	
日	大きな地震のとき避ける場所は、_____です。
英	In case of big earthquake, the evacuation place is _____. スペイン語 アグンホアドリレバシタードラマハスカイシグイン シスコス イヤー フエカルタ ドラマハスカイシグイン
ス	El lugar de escape para fuertes sismos es _____. エルガルホアドリレバシタードラマハスカイシグイン
ポ	Quando ocorre terremoto grande, o local de refúgio é _____. クラマヒスカイシグイン モトトガシ シュヴァン フォイ _____
ベ	Khi có động đất lớn, khu tránh nạn tại _____. キヨ リダトトカシグイン クー クサン タイ _____

⑥ 理解促進のための意識啓発活動

多文化共生の理解促進のために、日本人と外国人の交流機会が数多くつくられている。2024 年 11 月には、多文化共生フェスタが開催され、8 カ国の人々によるステージやフードブースにおいて食文化の紹介を通じて、1,000 人規模の交流を実現した（図表 30）。また、町内会レベルでも祭りなどで外国人向けブースの設置や、七夕の短冊づくりなどのイベントを通じて、地域レベルでの交流も活発化しており、異文化理解を促進している。特に子どもたちを通じた地域との関係構築が進んでおり、成人式などでも外国籍の若者たちが自然な形で参加するなど、地域コミュニティとの融合が図られている。

またコミュニケーションツールのひとつとして、『日本語と外国語の指差し会話集～地域の会話編～』（図表 31）も作成し、市内の区長への配布なども行いながら、交流促進を図っている。

図表 30 伊勢崎市『多文化共生フェスティバル 2024』の案内

図表 31 日本語と外国語の指差し会話集～地域の会話編～

その他、市内で外国人が営むレストランを市役所職員が調査しマップ化した、外国人レストランマップを配布し、日本人の異文化理解促進にも努めている（図表 32）。

図表 32 外国人レストラン MAP



⑦ 就労支援と企業との連携

伊勢崎市においては、企業との連携を強化し、外国人労働者の受け入れを支援している。例えば、先述のとおり出張日本語教室を企業内で開催することにより、日本語能力を向上させ、賃金のアップにもつなげる努力をしている。また、群馬県庁との連携を積極的に行うほか、外国人集住都市会議⁷への参加を通じて、国レベルでの支援を要請するなどの取り組みをおこなっている。

7 外国人住民に係る施策や活動に取り組む都市の行政並びに同地域の国際交流協会をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立された会議 (<http://www.shujutoshi.jp/index.html>)

4-2 愛知県内の状況

(1) 愛知県⁸

24年6月末現在の愛知県内の外国人住民数は、32万1,041人で、県内総人口（746万7,278人）の4.3%を占める。日本国内で外国人住民が多い都道府県の一つで、東京都に次いで2位の位置にある。また20～30代の年齢層が多く、実際の社会生活における外国人の存在感は統計以上に大きい。国籍別ではブラジルが最も多いが、ベトナムが僅差と迫り、最近ではネパールやインドネシアなどアジア圏の増加率が高い。日本で生まれ育った外国人が増加していることもあり、教育やキャリアプランなどライフサイクルに備えた支援を構築している。

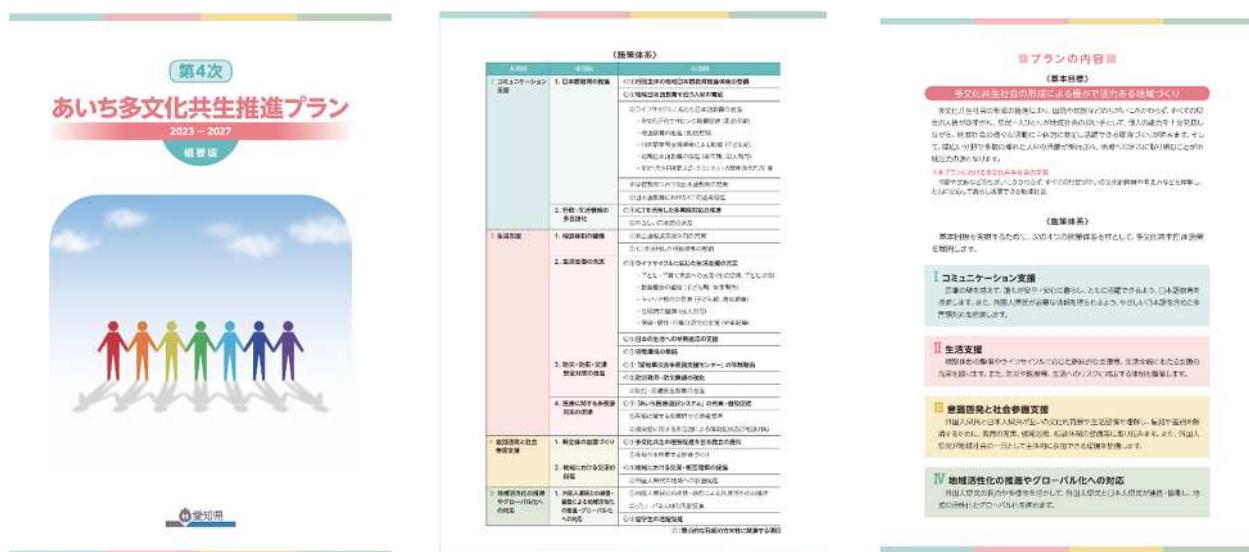
① 組織体制

愛知県においては、県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室において、多文化共生を推進するために積極的な組織体制を整えている。その取り組みは1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正を契機に本格化し、2004年に多文化共生宣言を行い、2006年4月には専門部署を設置するなど、国に先駆けた対応が進められてきた。

2008年には『あいち多文化共生推進プラン』が策定され、5年毎に社会情勢の変化に合わせて見直しをしながら、現在は第4次プランに基づき、全庁的な取り組みを展開している（図表33）。これらの各取り組みについては、ライフサイクルに応じて計画されていることが特徴的である（図表34）。

24年度の予算規模は年間約47億円で、うち多文化共生施策に特化した予算は約3億円となっている。

図表33 第4次あいち多文化共生推進プラン



8 出所は別途明記するもの以外は愛知県へのヒアリング及び愛知県HP

図表 34 ライフサイクル図（第4次あいち多文化共生推進プラン）



② 相談支援体制

公益財団法人愛知県国際交流協会(以下、国際交流協会)に、一元的な窓口を設置し、包括的な相談支援を提供している。また名古屋市内は同等の機能を持つ名古屋国際センター(名古屋市の公共施設。以下、国際センター)が主に対応し、県は名古屋市以外の地域をカバーする形で役割分担を行っている。

国際交流協会が作成する多言語による生活便利帳には、20年以上に亘る相談員の知見が蓄積されており、在留手続き、労働、結婚・離婚、医療年金、教育など生活に必要な情報が網羅されている(図表35)。

また、県庁窓口では税務課などにおいて、タブレットを活用したオンライン通訳システムを導入し、各種行政手続きの多言語対応を実現している。

图表 35 愛知県生活便利帳



③ 医療・住居支援

医療面では、「あいち医療通訳システム」を構築し、多言語での医療支援を促進しており、医療機関からの要請に応じ、医療通訳者の派遣、電話通訳や文書翻訳などのサービスを提供している。また、同システムは、愛知県と愛知県内の 54 市町村、医療関係団体及び大学が 2012 年 2 月に共同で設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営している。

住宅面では、公営住宅での外国人比率が高まっており、地域によっては外国人が7割に達する団地もある。民間住宅については「愛知県あんしん賃貸支援事業」を実施し、県のホームページにおいて、外国人入居可能な住宅情報を提供している。自治会運営やゴミ出しルールなど、コミュニティ運営上の課題も顕在化していることから、地域の自治会との協力を得て、生活面のルールを連携するなどの支援も強化されている。

④ 日本語教育支援

2020年より「あいち地域日本語教育推進センター」を多文化共生推進室内に設置し、総括コーディネーター2名、地域日本語教育コーディネーター10名の運営により、①「初期日本語教室」モデル事業、②オンライン日本語教室、③地域日本語教育関連事業を実施する市町村への助成、④多文化共生日本語スピーチコンテスト等を実施するなど、各地域の日本語教育支援を行い、外国人住民の教育環境の整備支援を行っている。

また、地域の日本語教室活動を支援する取り組みを展開し、県と県内企業で『日本語学習支援基金』を造成し、NPO 等が運営する子ども向けの地域日本語教室等に対して助成金を提供しているほか、地元企業の社員ボランティアによる地域の日本語教室支援活動に、県が研修を行うなどの連携体制を構築している。

⑤ 防災情報の提供

外国人県民向けの防災対策は、重点施策として位置づけられている。防災に対する意識向上を目的に、防災の基本情報をまとめた多言語の「あいち多文化防災ポケットガイド」を作成し、災害時における迅速な情報伝達を目指している（図表36）。ガイドは折り畳み携行できるサイズ、A4サイズに印刷、またはスマートフォン等へダウンロードすることが可能で、より多くの人に見てもらうための工夫がされている。今後は大規模災害時における外国人の避難状況等について把握する仕組みを構築するための調査が実施されるなど、より実効性の高い対策を進める予定である。

図表36 あいち多文化防災ポケットガイド



⑥ 理解促進のための意識啓発活動

愛知県では11月を「あいち多文化共生月間」と定め、ポスター・チラシの配布により意識啓発を行っている（図表37）。また、県内市町村と連携し巡回しながら、地域のキーパーソンによる講演会を開催し、地域の理解促進を図っている。また、各地域のイベントの広報活動を支援し、外国人と日本人が共に参加する機会を創出している。

図表37 愛知県多文化共生イベントの案内



⑦ 就労支援と企業との連携

外国人の働く環境整備については、愛知県労働局が主で施策を展開しており、人手不足感が高まるなか、定住外国人の就労支援と企業との連携に重点が置かれている。具体的には外国人の労働者へ日本の労働関係法令を紹介するパンフレット「知ってる？日本の働くルール」（図表38）を多言語で作成しているほか、相談窓口が設置され、求職者と企業双方への相談対応を行っている。また、定住外国人の就職を促進するための伴走型支援プロジェクトを実施しており、外国人に向けては就職のための準備講習の実施や、企業に向けたメニューを作成し専門家の派遣も行っている。特に介護分野では実習プログラムを提供し、職場適応支援を実施している。

また、外国人労働者が円滑に働く環境を整備するため、職業訓練では日本語能力に配慮した「やさしい日本語」の使用や、母国語対応可能な講師の配置などを行っている。

図表 38 「知ってる？日本の働くルール」案内



(2) 名古屋市⁹

名古屋市の外国人数は、2024年11月に過去最高の10万人を突破し、全人口の約4%を占めるに至っている。国籍別では中国が最も多く、韓国・朝鮮、ベトナムと続く。県全体の動きと同様に、最近ではネパールやインドネシアなどアジア圏の増加率が高い。

① 組織体制と基本方針

名古屋市は、2012年より多文化共生推進プランを策定後、時代の変化に合わせた見直しを継続し、2022年に第3次プランが策定され、基本目標に基づき施策を推進している。基本目標には「国籍や民族などの異なる人々が、互いを認め合い、共にしあわせに生きていくことができる、多文化共生都市名古屋の実現」を挙げ、各施策方針が含まれている。多文化共生関連の予算は約74百万円で、各部局が個別に事業を実施している。

名古屋市においては、観光文化交流局観光交流部国際交流課が多文化共生を担当しており、課長級1名、課長補佐級2名、スタッフ7名程度が配置されている。

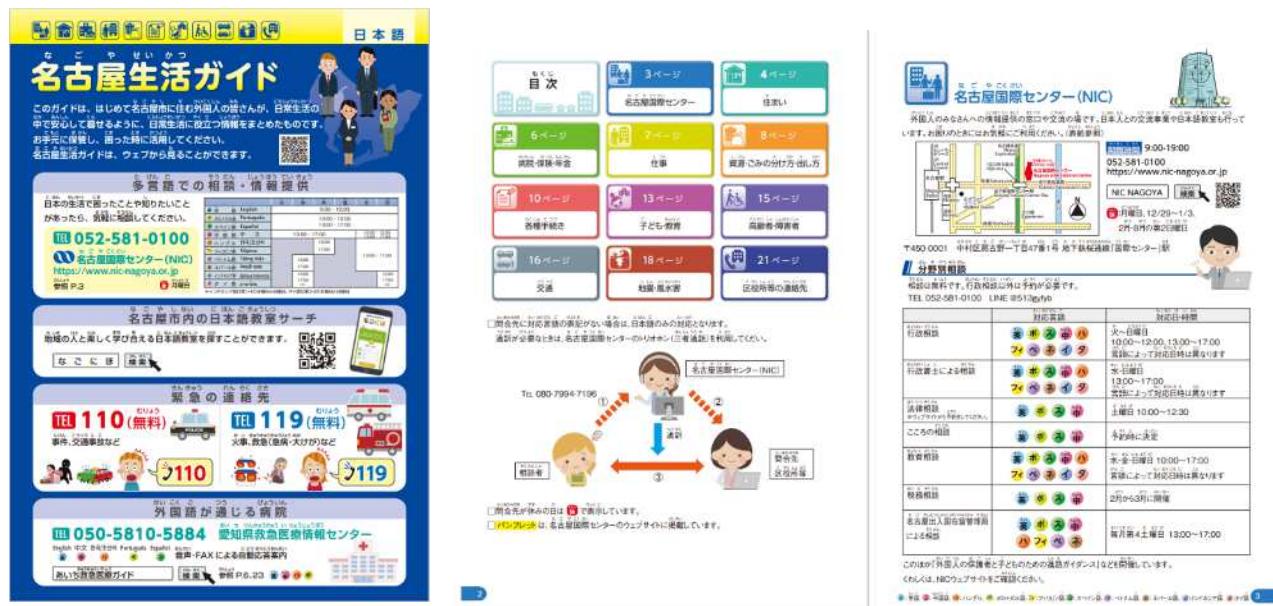
⁹ 出所は別途明記するもの以外は名古屋市へのヒアリング及び名古屋市HP

② 相談支援体制

名古屋市では、国際センターが各種相談窓口を運営している。名古屋に転入した外国人住民に対し、日常生活に役立つ基本情報、各種手続の窓口・相談先等が掲載された「名古屋生活ガイド」を11言語で作成し、転入してきた外国人に配布している（図表39）。ガイドブックは2年に1度更新され、紙媒体と電子版（QRコード）の両方で情報提供を実施している。

また市内の16区のうち4区の区役所に外国人総合案内窓口を設置し、ネイティブスタッフを配置している。対応言語は区ごとに異なるが、相談対応にはタブレット端末を活用し、遠隔通訳や機械通訳による多言語対応が行われている。

図表39 名古屋生活ガイド



③ 医療・住宅支援

医療面では、名古屋市でも愛知県の「あいち医療通訳システム」を活用し、多言語で対応している。

住宅面では、外国人の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供を実施しているが、民間物件への入居が困難な外国人に対し、市営住宅も条件を満たせば入居可能でセーフティネットの機能を果たしている。

④ 日本語教育支援

教育委員会では、多文化共生推進プランの一環として、文部科学省の地域日本語教育の支援制度を活用し、特に家族同様で来日した外国人などを対象とした日本語教育支援を実施している。また、図書館では外国語絵本の読み聞かせなども実施され、文化的な側面からの支援も行っている。

⑤ 防災情報の提供

災害発生時に備え、名古屋市では多言語化した防災情報の発信に取り組んでいる。区毎のハザードマップを名古屋市のウェブサイトで多言語化して掲載しており、外国人にとってもアクセスが容易である。ただ、外国人住民への周知は課題のひとつとなっている。

⑥ 理解促進のための意識啓発活動

名古屋市では、8月を多文化共生月間と定め、シンポジウムやイベントを開催している。日本人市民への理解促進を目的に、2024年8月は名古屋城において『世界のみんなと盆踊り』の開催や、事前交流会、スタンプラリー等が実施され、メディアにも大きく取り上げられたことで、社会的な認知度向上にも寄与している（図表40）。また、国際交流や多文化共生に関する活動への助成金制度も設けている。

図表40 名古屋市多文化共生イベントの案内



⑦ 就労支援と企業との連携

名古屋市においては、愛知県と密に連携を図り、外国人住民の労働環境向上を支援している。名古屋国際センターを通じて就労に関する相談対応を行い、NPOとの協力のもと通訳サービス等も提供している。

4-3 先進地の支援状況の総括

(1) 先進地の主な支援状況のまとめ

先進地における外国人支援に関する主な内容は下記の通りである（図表41）。

図表41 各地の主な外国人支援内容のまとめ

	群馬県	伊勢崎市	愛知県	名古屋市
組織	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	市民部国際課多文化共生係	県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室	観光文化交流局観光交流部国際交流課
基本計画	群馬県多文化共生・共創推進基本計画	第2次伊勢崎市総合計画	あいち多文化共生推進プラン	多文化共生推進プラン
相談支援	・ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営 ・The Gunma Guide発刊	・総合案内における多言語対応 ・伊勢崎市外国人生活ガイドブック 発刊	・愛知県国際交流協会 ・愛知生活便利帳 発刊	・名古屋国際センター ・名古屋生活ガイド
医療支援	・医療通訳派遣制度 ・群馬県医療通訳ボランティア養成講座	・県の施策を活用	・あいち医療通訳システム	・県の施策を活用
住居支援	・ぐんまあんしん賃貸ネットによる情報提供	・市営住宅の入居可	・愛知県あんしん賃貸支援事業による情報提供	・民間賃貸住宅情報提供 ・市営住宅の入居可
日本語教育支援	・教師・ボランティア養成講座実施 ・教職員向け情報サイト「ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト ハーモニー」による情報提供 ・「やさしい日本語講座」開催 ・外国人キーパーソン育成	・空き教室での日本語教室開催 ・多言語対応の支援員の派遣 ・出張日本語教室開催	・あいち地域日本語教育推進センター設置 ・日本語学習支援基金の造成	・家族向け日本語教育支援 ・外国語絵本の読み聞かせ実施
防災関連支援	・外国人向け訓練の実施 ・災害時ボランティア養成講座実施	・「伊勢崎市総合防災マップ（多言語対応）」発刊 ・「日本語と外国語の指差し会話集～防災の会話編～」発刊 ・災害ボランティア登録	・「あいち多文化防災ポケットガイド」作成	・各区の「多言語ハザードマップ」配布
意識啓発	・「ぐんま多文化共生・協力推進月間」制定 ・県公報番組開始	・多文化共生フェスタ開催 ・「日本語と外国語の指差し会話集～地域の会話編～」発刊 ・外国人レストランマップ 発刊	・「あいち多文化共生月間」制定 ・各地域のイベント広報活動支援	・「多文化共生月間」制定 ・交流イベント実施
就労支援	・群馬県多文化共創カンパニー制度設置 ・外国人向け就職ガイダンス・合同説明会開催	・県の施策を活用 ・企業での出張日本語講座開催	・「知ってる？日本の働くルール」発刊 ・求職者・企業双方が活用できる相談窓口設置 ・各種講座の開催	・県の施策を活用

（出所）りゅうぎん総研まとめ

(2) 先進地の課題認識と今後の取り組みの方向性

前述のとおり、各地において首長の明確なリーダーシップのもと、多文化共生は必須という共通認識を持ち、長期に亘り様々な支援策を実施している。しかし、その支援策が奏功し多文化共生が進むなかでも、継続的な課題が存在する。以下に課題と今後の取り組みについてまとめる。

① 課題認識

(ア) 情報提供・伝達

多言語での情報発信を行っているものの、特に技能実習生など就労中心の生活を送る外国人住民への効果的な情報提供が不十分であるとの認識がある。また防災情報についても、出身国によって防災の意識が異なることもあり、その周知については課題があるとされている。多言語化だけでは終わらず、発信手法の工夫や企業や地域住民との連携を密にしながら、情報発信の実効性の向上が求められている。

(イ) 支援体制の更なる強化

先進地においては多文化共生を推進する担当部署が明確化されているが、関連部署との連携は不可欠であり、担当部署が統括しながら各施策の進捗管理やフィードバックを実施していく必要があると考えられている。また増加を続ける外国人の支援については、担当部局の人員や予算規模の確保について常に強化していく必要がある。また、医療通訳や日本語教育支援などの専門的支援の更なる充実が求められるほか、地域が持つ独自の背景やニーズに基づいた施策づくりが重要であると考えられている。

(ウ) 新たな支援ニーズへの対応

永住する外国人が増加していくなかで、新たな支援ニーズも生みだされている。例えば定住者の就労支援においては、言語や文化の違いに加えて、日本社会での経験不足などにより、能力を発揮できない場合がある。また、日本で生まれ育った外国人に対する配慮も必要となってきている。多文化の背景を持ちながらも、日本の教育システムに完全に適応できない場合もあり、その進路指導やキャリア形成においても支援が必要となっている。

② 今後の取り組みの方向性

(ア) 連携体制の強化と施策の継続的な改善

多文化共生の取り組みについては、行政機関、民間機関、日本人と外国人双方の地域コミュニティとの連携強化が不可欠である。それぞれのニーズを適切に把握しながら、施策へ丁寧に反映していく必要がある。様々な施策については、各自治体が課題に対して創意工夫を重ねながら対応を進めているが、予算や人員の制約もあることから、引き続き多文化共生推進協議会¹⁰などを通じた国への提言などにより、より効率的な体制構築が必要だと考えられている。

¹⁰ 多文化共生推進協議会は、日系ブラジル人など外国人が多数居住する県市が一致協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めることを目的として設置された協議会

(イ) 新たな課題への対応

先進地においては、外国人と共に生きる『共生』の段階から、群馬県が掲げる「新しい価値を創造する地域社会の一員」のように『共創』を目指す段階へ移行しており、外国人が安心して就労し長期的に滞在できる環境の整備について、更なる強化が必要であると考えられている。

具体的な支援策としては、企業が働き手に対し明確に昇進や昇給の制度を提供し、スキルアップの支援体制を整えるなどキャリアパスの明確化が求められる。

また、日本に生まれ育った外国人の支援としても、将来の選択肢を広げ、社会参加を促進することが重要で、学校教育における日本語指導のほかに、進路指導やキャリア形成においても、専門的な教育プログラムの提供等が必要であると考えられている。

4-4 沖縄県内の状況¹¹

当県においても、2024年度の万国津梁会議において「多文化共生社会の構築」がテーマのひとつとなるなど、多文化共生の重要性への認識が高まっている。会議において検討された内容は提言としてまとめられ、25年1月に県知事宛に「多文化共生社会の構築に関する提言書」が手交された。ここでは沖縄県内の状況として、同提言書の内容と各所へのヒアリング内容をまとめる

① 組織体制

当県では、2009年に「おきなわ多文化共生推進指針」が策定され、基本理念や基本的施策例を定め、それ以降見直しが実施されていない。その後の在留外国人や観光客の増加に伴い、多文化共生の課題が多様化していることから、万国津梁会議においては、沖縄に暮らす外国人の現状を把握し、課題と対策を整理しながら、共生の方向性が議論された。その結果、実効性を高めるために、万国津梁会議提言では、同指針の見直しとアクションプランの策定が必要と指摘された。同提言を受け、県は25年度中にアクションプランを策定する予定となっている。

多文化共生の主たる担当部署は、文化観光スポーツ部交流推進課で、1名のスタッフが在籍（他業務と兼務）し、観光、雇用など各部署との連携し支援を実施している。また、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（宜野湾市）（以下、財団）に相談窓口を設置しているが、マンパワー不足が課題となっており、県としての体制の強化が望まれている。万国津梁会議の提言においても、行政・関係機関の連携強化や県庁内での連携強化、多文化共生担当職員の増員など、県全体での連携推進が求められている。

② 相談支援体制

財団においては、常駐のスタッフが翻訳アプリを用いて多言語対応を実施しているが、前述のマンパワー不足に加え、認知度不足が指摘されている。また、現時点では先進地で配布されているような多言語の生活ガイドブックはないが、課題認識を持っており今後作成が予定されている。

万国津梁会議提言では、外国人相談窓口の機能強化（職員増員、対応言語の拡充）、在住外国人団体と

¹¹ 出所は別途明記するもの以外は沖縄県へのヒアリング及び沖縄県HP

の連携強化、相談支援業務の安定的な財源確保など相談体制の構築と拡充と、「やさしい日本語」や多言語での情報提供強化など、情報発信の充実が必要とされた。

③ 医療・住宅支援

医療支援については、在住者向けに財団にて医療通訳者を紹介しているほか、外国人観光客を対象にインバウンド医療対応多言語コールセンター事業を実施している。万国津梁会議提言では、医療対応の強化として、医療・福祉サービスの多言語対応が求められた。

住宅支援については、2024年度に県の施策である『観光人材受入等&住居確保支援制度』において、採用する外国人についての支援が実施されるケースがみられた（図表42）。

県内の公営住宅も利用可能であるが、申請条件が厳しいため、外国人にとって利用しづらい課題が残る。万国津梁会議提言では、県の「沖縄県差別のない社会づくり条例」を浸透させ、外国人に対する差別解消に努めることが求められた。

図表42 『観光人材受入等&住居確保支援制度』の案内



住宅支援に関しては、民間が先んじて支援を始めている。一般社団法人住みまーるでは、増加する外国人の住居問題の解決のために、行政、不動産会社など25社が参画する『住みまーる』協議会を発足させ、外国人の居住支援の一環として、情報共有や意見交換を積極的に実施している。そのほか、外国人専用のシェアハウスの運営や多言語でのサービスや相談対応を行っている。

写真④ 住みまーる主催のセミナーの様子（筆者撮影 24.8）



④ 日本語教育支援

財団において、外国人向けに日常生活に必要な日本語基礎対面クラスが開催されている。また同クラスにおける学習サポーターが募集されている。

増加する日本語を母国語としない児童向けの支援として、沖縄県教育庁が2024年度に「県立学校日本語支援事業」を実施している。コーディネーターを拠点校に配置し支援しながら、日本語支援のほか、居場所支援、キャリア支援を丁寧に行い、教育の質を向上させ、自立できる力の育成に尽力している（図表43）。

万国津梁会議提言においては、就学前・就学中・就職後の各フェーズに対応した日本語教育の拡充や、日本語指導教員の配置や教員研修の充実、地域日本語教室の設置促進など日本語教育の環境整備の促進が求められた。

図表43 『県立学校日本語支援事業』のHP



（出所）令和6年度県立学校 日本語支援事業 HP

⑤ 防災情報の提供

沖縄県は財団と「災害時における外国人支援に関する協定」を締結しているが、実効的な対応は実施されていないことが現状であり、万国津梁会議提言において、防災に関する情報発信の強化と、外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災訓練への参加などの仕組みづくりが求められた。

⑥ 理解促進のための意識啓発活動

当県では、SNS を通じて多文化共生社会についての情報発信（図表 44）が始まっているが、他県で実施している多文化理解のための多文化共生月間制定やイベント実施などは今後の課題である。地域住民と外国人の共生促進のため、万国津梁会議提言では、住民と外国人の交流イベント開催、多文化共生月間の実施、ウチナーネットワークを活かした国際的視点の啓発活動などが提言された。

図表 44 SNS による多文化共生社会に向けての情報発信



民間においては、海外在住ネパール人協会日本支部沖縄委員会の主催で、2025 年 2 月に「第2回ネパールフェスティバル沖縄 2025」が開催されるなど、異文化理解のためのイベントも実施されている（図表 45）。

図表 45 「第2回ネパールフェスティバル沖縄 2025」の案内



(出所) 海外在住ネパール人協会日本支部沖縄委員会

⑦ 就労支援と企業との連携

増加する外国人労働者の対応について、県の支援は強化されている。企業側から在留資格や採用方法などの知識やマッチング機会の不足などの意見を課題とし、商工労働部雇用政策課において、外国人材受入支援事業を実施し、外国人材受入のためのガイドブックの発刊や、相談窓口の設置やセミナーの開催を行っている（図表 46,47）。また求職支援の一環として、県内企業と留学生のマッチングイベントや就職活動セミナーなども実施し、積極的に支援が行われている（図表 48）。

図表 46 外国人材受け入れのためのガイドブック



図表 47 外国人雇用相談の案内



図表 48 県内企業と留学生のイベントの案内

また商工労働部労働政策課においては、労働相談事業として、働く人と雇用する側への労務相談を提供するなど、労働環境の改善策も進めている（図表49）。

図表49 労務相談の案内

The screenshot shows the homepage of the "Labor Consultation for Workers and Employers". The main title "Labor Consultation for Workers and Employers" is at the top. Below it is a large graphic of diverse people. A section for foreign language consultations recommends telephone services for foreign workers. It lists two options: "Telephone Consultation service for Foreign Workers" (English, Chinese, Tagalog, Nepali, others) and "Telephone Consultation service for Foreign Workers" (English, Chinese, Tagalog, Nepali, others). Both have "Click here" buttons. At the bottom, there are links for the "Working Conditions Handbook" (English, Spanish, Portuguese, Chinese, Korean, Tagalog) and the "Application Form for Legal Daily Life Consultations for Foreigners" (Okinawa International Exchange and Human Resource Development Foundation), each with a "Click here" button.

（出所）沖縄県女性就業・労働相談センターHP

このように、外国人の就労環境の改善に対する支援は段階的に整えられているが、万国津梁会議提言においては、雇用に関する相談窓口の多言語化が不十分で、情報収集や問題解決が困難な状況があるとして、外国人労働者に働く場所として沖縄を選んでもらうためにも、外国人が安心して就労・生活の環境の整備が必要であると唱えている。

万国津梁会議においては、外国人が沖縄で安心して暮らし、活躍できる環境を整えるための多様な視点からの議論が行われ、下記の提言がなされた（図表50）。

このように、沖縄県においても、多文化共生について各取り組みが少しずつ着実に進んでいる状況にある。しかし、先進地と比較すると不十分である。外国人との共生は地域の活力や成長の原動力となり得るものであり、万国津梁会議提言をもとに行動し、今後、沖縄が世界に開かれた多文化共生・共創社会を早期に実現していくことが求められる。

図表 50 多文化共生社会の構築に関する提言書の内容

1. 外国人の活躍に向けたサポート

- 相談体制の構築と拡充
 - 外国人相談窓口の機能強化（職員増員、対応言語の拡充）
 - 在住外国人団体との連携強化
 - 相談支援業務の安定的な財源確保
- 情報発信の充実
 - 「やさしい日本語」や多言語での情報提供強化
 - 市町村レベルでの情報発信体制の整備
 - NPO や地域団体との協力による周知活動
- 日本語教育の環境整備
 - 就学前・就学中・就職後の各フェーズに対応した日本語教育の拡充
 - 日本語指導教員の配置や教員研修の充実
 - 地域日本語教室の設置促進
- ライフステージごとの行政サービス強化
 - 妊娠・出産、子育て、教育、介護など各ライフステージに応じた支援体制の整備
 - 教育・雇用・福祉・防災など、外国人向け行政サービスの現状把握と改善

2. 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

- 地域住民と外国人の共生促進
 - 住民と外国人の交流イベント開催
 - 多文化共生月間等の実施による意識啓発
- 外国人の病気や障害、災害への備えの強化
 - 医療・福祉サービスの多言語対応
 - 災害時の外国人向け情報発信の充実
 - 自主防災組織への外国人住民の参加促進
- 外国人が働きやすい社会の構築
 - 外国人労働者の適正な雇用管理と職場環境の整備
 - 労働問題の相談窓口の多言語化
 - 外国人の労働環境に関する差別的待遇の改善
 - 「沖縄県差別のない社会づくり条例」の周知強化
 - 幼少期からの多文化共生教育の推進

3. 県全体での連携推進

- 行政・関係機関の連携強化
 - 県庁内の担当部署間の連携強化
 - NPO、学校、企業、医療機関との協働体制の確立
 - 多文化共生施策を推進するための担当職員の増員
- アクションプランの策定
 - 既存の「おきなわ多文化共生推進指針」の見直し
 - 各分野における具体的な施策と目標設定
 - 効果検証を通じた持続可能な施策展開

(出所) 多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議

5. 沖縄県の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこと

先に見たように国内各地で、多文化共生社会実現に向けた取り組みを強化している。沖縄県も他県を追隨し取り組みが進んでいるところであるが、県内の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこととして、以下を提言したい（図表 51）。

図表 51 沖縄県の多文化共生・共創社会の早期実現のために今取り組むべきこと

- (1) 沖縄県に外国人支援の専担・統括部署の新設
- (2) 適正な人材と予算の投入
- (3) 先進地域（愛知県や群馬県など）に学ぶ
- (4) 国家戦略特区の活用等による規制緩和

（1） 沖縄県に外国人支援の専担・統括部署の新設

沖縄県において今後も増加が見込まれる外国人に対して、県内で定住し活躍してもらうためにも、生活支援、医療、教育、防災、労働環境の整備など、多岐にわたる包括的な支援体制が必要である。現在、県内の各行政機関では外国人の生活支援や労働環境の整備に積極的に取り組んでいるものの、これらの施策が複数の機関や部署にまたがっているため、情報の共有や業務の効率性の面で課題が残る。

こうした状況を改善するため、群馬県や愛知県のように、沖縄県にも外国人支援に特化した専担部署の新設を提案する。前述のように先進地では、外国人の受け入れ促進や多文化共生に関する施策を一元的に管理している。同様に沖縄県でも専担部署を設けることで、在留外国人の現状や課題を体系的に把握し、迅速かつ効果的な対策を講じることが可能となる。

また、このような部署の設置は、外国人を受け入れる県としての姿勢を明確に示し、企業や地域社会に対して多文化共生政策を積極的に推進しているというメッセージを発信する役割も果たす。特に、観光やサービス業などで外国人労働者の貢献が不可欠な当県においては、外国人が安心して暮らし、働く環境づくりが地域経済の発展にもつながる。

外国人支援の専担部署を設立し、行政の窓口を一本化して司令塔としての機能をもたらすことで、より効率的かつ実効性の高い多文化共生施策を展開することが望まれる。

（2） 適正な人材と予算の投入

外国人支援の専担部署を設立し、行政の窓口を一本化することで、多文化共生施策の効率性と実効性を向上させるためには、その部署に適正な人材と十分な予算の投入が不可欠である。

まず、専門的知識を持つ人材の確保が求められる。外国人支援に関する知識や経験を有する行政職員に加え、多言語対応が可能な職員や、法律・福祉・教育分野の専門家を配置することで、外国人住民の多様なニーズに対応できる体制を整える必要がある。また、地域の NPO や外国人コミュニティと連携し、現場の声を施策に反映させることも重要であろう。

次に、施策の実施には安定的な財源の確保が不可欠である。予算の適切な配分を行い、相談窓口の拡充、日本語教育の支援、防災対策の強化など、具体的な施策の充実を図るべきである。さらに、企業や地域団体とも協働を進めることで、持続可能な支援体制を構築することが求められる。

（3）先進地域（愛知県や群馬県など）に学ぶ

外国人に対する行政支援については、先進地に学ぶべきである。外国人労働者が日本で安心して生活し、安定的に働くためには、行政の支援体制が十分に整っていることが不可欠である。特に、地域社会との共生を実現し、外国人が自立した生活を送るためには、行政が積極的に関与し、多方面からのサポートを提供する必要がある。

これまでみたように、日本国内では、すでに外国人支援に関する先進的な取り組みを行っている自治体があり、それらの施策を実施して一定の成果を上げている。例えば、多文化共生の推進に向けた専担部署の設置、外国人相談窓口の拡充、やさしい日本語を用いた情報発信、労働環境の整備、地域住民との交流促進など、多岐にわたる施策が展開されている。

沖縄県においても、これらの先進地の知見を参考にしながら、地域の特性に合った行政支援体制を整備することが重要である。

先進地の施策を参考にすることで、時間や労力を節約しながら、より効果的な対策を講じることが可能となる。加えて、各地で実施された施策の成果や課題を把握することで、沖縄県の状況に即した独自の施策を立案し、より実効性のある支援体制を整えることができる。

（4）国家戦略特区の活用等による規制緩和

最後に、沖縄県における外国人の活躍を促進し、経済発展と多文化共生社会の実現を図る具体的な取り組みとして、国家戦略特区の活用による規制緩和を提案したい。特に、深刻な人手不足が課題となっている観光関連産業や、留学生の就労環境の整備を視野に入れた改革が求められ、具体的な取り組みとして①「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者について、沖縄県内の観光関連産業に就職する場合は業務を限定しないこと、②「留学」の在留資格者である外国人学生のアルバイト就労時間の上限を現在の週 28 時間から 30 時間台まで引き上げること、を挙げる。

① 観光関連産業における在留資格者の業務制限の撤廃

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者は、日本語の習得レベルが一定以上であり、かつ専門学校や大学を卒業しているため、幅広い業務に適応可能である。しかし、現行の制度ではこの在留資格者が観光関連産業に従事する際、従事できる業務が「通訳」「翻訳」「企画」「国際業務」などに限定されている。このため、宿泊・飲食・観光施設等において現場業務に携わることができず、人手不足の解消に十分に寄与できていない。

沖縄県は観光業が主要産業の一つであり、外国人観光客の増加に伴い、外国人労働者の役割がますます重要になっている。特に、インバウンド需要の拡大を背景に、多言語対応が可能な人材の確保が求められ

ている。観光関連産業において在留資格者の業務範囲を日本人と同様に拡大することで、彼らの能力を最大限に活用し、沖縄経済の発展に貢献できると考えられる。

② 留学生のアルバイト就労時間の緩和

現在、日本語学校などに通う「留学」の在留資格者は、週 28 時間までのアルバイト就労が認められている。しかし、日本語学校における授業時間は通常 1 日 4 時間程度であり、それ以外の時間帯に就労の機会を増やすことで、実地での日本語習得や日本文化への理解を深めることが可能となる。また、留学生が地域社会に積極的に関わることで、地元住民との交流が促進され、共生社会の形成にも寄与する。

前述のとおり、同提案は今年度特区へ申請されたが継続検討事項となっている。アルバイトの就労時間を週 30 時間台まで拡大することで、外国人留学生が安定した生活基盤を築きながら、学業と就労の両立がしやすくなることに加え、特に沖縄県のサービス業において、慢性的な人手不足の解消にもつながると考えられ、実現に向けて継続した働きかけを進めてほしい。

6. おわりに

本レポートでは、沖縄県内の在留外国人が年々増加を続けている現状を改めて確認するとともに、彼らが様々な産業で貴重な働き手として活躍し、地域社会を支える存在となっていることを示した。日常生活においても、コンビニエンスストアや飲食店などで流暢な日本語を話しながら接客する外国人の姿が一般的になり、彼らが地域社会に溶け込んでいる様子がうかがえる。また、2024 年の入域観光客数はコロナ禍前の 95% の水準まで回復し、外国人観光客の増加も顕著である。こうした状況の中、ホテルや土産品店などの観光関連産業において、語学力を活かした外国人労働者の存在は必要不可欠となっており、沖縄の経済と観光業の発展に大きく寄与していることが明らかである。

当研究所では、2021 年より在留外国人に関する調査を継続しているが、外国人の増加にともない、彼らの生活環境も徐々に整備されつつある。しかし、現状では依然として制度や支援体制が未整備な部分が多く、行政の対応が急務である。先進地では、多文化共生を社会の発展に不可欠な要素と捉え、長期的な視点で積極的な支援を継続している。当県も、他県の成功事例や蓄積された知見を活用しながら、沖縄の実情に即した具体的なプランを早急に策定し、実行に移すことが求められる。

調査の際、群馬県の担当者が語った言葉が印象的だった。「現在は外国人支援の担当課がありますが、支援が社会全体に浸透し、いずれは課の役目を終えられることが理想です」と、穏やかでやさしい日本語で話す姿勢からも、多文化共生・共創への真摯な思いが伝わってきた。

外国人と日本人が区別されることなく、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、知事のリーダーシップのもと、沖縄県が積極的な一歩を踏み出すことに期待したい。

以上

(常務取締役 調査研究部長 宮国 英理子)

参考資料

国家戦略特区等提案が認められなかつた事案の考察

1. 提案の背景

沖縄県は、沖縄県の主要な日本語学校理事長等との「外国人留学生の意見交換会」(2024年2月)において日本語学校側から提案された「外国人学生のアルバイトの就労時間について週28時間以内から週36時間以内に緩和する」ことを受けて、留学生本来の活動である学業を阻害しないかどうか慎重に検討を重ね、提案に至った。

2. 規制等の内容

留学生の資格外活動は、週28時間以内に制限されている。

根拠法令として、出入国管理及び難民認定法第19条第2項出入国管理及び難民法施行規則第19条第5項第1号。

3. 提案の内容

(1)提案名

外国人留学生の就労制限緩和の提案。

具体的には、一定の要件を定めて、留学生の資格外活動を週36時間以内に緩和する。

(2)具体的な提案内容

一定の要件の下、日本語学校の学生に限定した週36時間までの就労制限緩和を提案。

理由として、

①多くの日本語学校の学生は平日4時間程度のみ授業が行われ、資格外活動の上限時間を現在の週28時間から週8時間増やしても、留学目的である日本語学習には支障がないこと（また、専門学校生は平日6時間程度の授業が行われている中で、週28時間まで資格外活動の時間が認められている）、

②資格外活動そのものが語学力の向上につながる側面があり、制限緩和により日本語実践の機会や日本人との交流の機会を増やすもので、留学目的と合致すること、

の2点が挙げられる。

なお、一定の要件については、以下の内容が想定される。

対象学生：適正校に在籍する日本語学校の生徒で日本語学校からの推薦がある者に限定する。

支援体制：適正校に認定されている日本語学校では、出席率等の要件を満たす学生を推薦し、当該学生の修学面や生活面等について面談を行いフォローアップを行うこととあわせて、留学生を受け入れる企業では、接客マニュアル等を整備し、日本語習得を支援することとする。また、沖縄県では、円滑な運営のため、日本語学校への状況ヒアリングや受入希望企業へのマニュアル作り等の支援を行う等で連携していく。

4. 規制当局(法務省)の回答

留学生の資格外活動許可については、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより、学業の遂行に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として、一定の範囲内で就労活動を認めているものである。

このため、1日当たりのフルタイム勤務約8時間の半分である4時間を算定の基礎とし、これを7日間行うという考え方に基づき、包括的に資格外活動許可を認める範囲を1週につき28時間以内としているところである。

また、資格外活動許可は、あくまでも留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されるべきものであり、在留資格制度の適正な運用の観点からも、現在認められている資格外活動の範囲を緩和することは困難である。

5. 規制当局の回答についての考察

沖縄県より規制緩和を要望する背景が示され(①、②)、日本語学校からの要請に対して学業を阻害しないとの観点から一定の要件(対象学生を限定すること、日本語学校や留学生受け入れ企業に支援体制の整備を求めること、さらにその状況を沖縄県がフォローアップすること)を付している。

法務省回答は「検討継続」としているものの、沖縄県の提案のどこに問題があるのか不明である。

本件提案は、外国人留学生の日本語習得や生活環境向上につながり、ひいては外国人留学生がわが国を選択し、将来の経済成長につながるものである。当局には、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる、という国家戦略特区の目標に即した判断(沖縄県の提案を認可し、沖縄県の提案通りの効果が得られるか検証すること)を期待したい。

以上